

第9回全国研究大会開催要綱

1. テーマ 「介護福祉士と自立支援」
～利用者のQOLの向上を目指す介護福祉士の専門性の確立を～
2. 主 催 社団法人 日本介護福祉士会
3. 期 日 10月25日(金)～26日(土)
4. 参加人数 1,000名
5. 会 場 仙台国際センター
〒980-0856 宮城県仙台市青葉区青葉山 電話022-265-2211
6. 日 程
10月25日(金) 第1日目
11:00～13:00 受付(仙台国際センター2階 大ホール)
13:00～13:30 開会 主催者挨拶、来賓挨拶
13:40～15:10 基調講演「15年度から変わる障害者介護～障害者施策に係る支援費制度について～(仮)」
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長 高原亮治氏(予定)
15:30～17:00 記念講演「介護における科学性と人間性の両立～目標指向的介護の実践～」
国立長寿医療研究センター老人ケア研究部部長 大川弥生氏
17:30～19:30 懇親会(ゲスト フォークシンガー さとう宗幸氏)
- 10月26日(土) 第2日目
9:00～12:00 分科会(仙台国際センター 2階・3階)
 《第1分科会》医療的行為について～現状認識から解決を目指して～
 助言者 平林勝政氏(国学院大学法学部教授)
 上村富江氏(全労済長野県支部在宅介護支援センター所長)
 司会者 因利恵(社団法人日本介護福祉士会研修委員)
 《第2分科会》痴呆性高齢者介護について～痴呆性高齢者介護の専門性を考える～
 助言者 長嶋紀一氏(高齢者痴呆介護研究・研修仙台センター長)
 石井綾子氏(特別養護老人ホームあやめの里副施設長)
 司会者 鈴木敬二(社団法人日本介護福祉士会研修委員)
 《第3分科会》障害者介護について～障害者介護と支援費制度について～
 助言者 坂本洋一氏(予定)(厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉専門官)
 鬼東幸子氏(みやざき障害者生活支援センターにじ所長)
 司会者 大橋佳子(社団法人日本介護福祉士会研修委員長)
 《第4分科会》人材育成について～21世紀の介護を支える人材育成のあり方～
 助言者 川井太加子氏(予定)(厚生労働省社会・援護局福祉基盤課
介護技術専門官)
 平祥子氏(札幌国際大学短期大学部講師)
 司会者 井原慶子(社団法人日本介護福祉士会研修委員)
 13:00～15:30 《身体拘束・抑制廃止に関するシンポジウム》
 「利用者のQOLの向上を目指す専門性とは」
 シンポジスト 長嶋紀一氏(高齢者痴呆介護研究・研修仙台センター長)
 近藤敏夫氏(秋田県鷹巣町社会福祉協議会事務局長)
 (調整中)(厚生労働省老健局計画課)
 中澤初枝氏(特別養護老人ホーム尚古園寮母主任)
 コーディネーター 岡田史(社団法人日本介護福祉士会研修委員)
 15:30～15:50 「安心三重奏」説明 株式会社損害保険ジャパン
 15:50～16:30 全体会
 16:30～16:40 閉会
 7. 問合せ先 社団法人日本介護福祉士会(TEL 03-3507-0741)

●第9回全国研究大会発表事例を募集

今年で第9回を迎える全国研究大会を上記要綱で開催します。つきましては、4つの分科会の発表事例を会員より広く募集いたします。

日本介護福祉士会事務局に研究発表要旨登録票を請求ください。事務局より詳細をお送りしますので、必要事項を記入して、事例の概要をご返送ください。なお、事例発表者の決定については後日、ご本人宛に通知いたします。

●アンケートのお願い

前大会に引き続き、「医療的行為について」の分科会を予定しています。
ぜひ、下記のアンケートにご協力ください。回答は、日本介護福祉士会事務局までFAXにて9月20日(金)までにお願い致します。

医療的行為についてのアンケート

(該当するところに○をつけて下さい)

1. 基本属性

1) あなたの性別、年齢を教えて下さい。
男性 ○ 女性 ○ 年齢 歳

2) あなたの所在地(都道府県)を教えてください。
()

3) あなたの職域についてお答え下さい。

- 特別養護老人ホーム • 訪問介護 • 老人保健施設
- デイサービスセンター • デイケアセンター
- 療養型病床群 • 病院 • 訪問入浴介護
- その他 ()

4) あなたの職場では医療職との役割分担が
• できている ○ できない ○

2. 医療的行為

1) 現在あなたは仕事として下記の表の行為を行っていますか。

- している ○ していない ○

2) 行っていると答えた人におたずねします。

- 介護職の仕事と理解して行っている
- 医療的行為と思うが、やむを得ず行っている
- 通常は行っていないが場合によっては行う

3) 行っている場合は、その判断は誰がしていますか。

- 自分自身(介護職)
- 上司(福祉職) ○ 上司(医療、看護職)
- 医療、看護職等関係者

3. 現在行っている、または過去に行った行為について

1) 下表の行為を行った場合は、①日常的か②緊急時に○をつけてください。

2) 判断の欄には、介護職が独自に判断で出来ると認める行為に○、

- 医療、看護職の判断が必要と認める行為に△、
- 介護職は行えないと思える行為に× を記入して下さい。

行 为	①日常的	②緊急時	判 断	行 为	①日常的	②緊急時	判 断
呼吸器による吸痰				狭窄症治療薬貼付			
経管栄養の準備				キズ等処置			
経管栄養の実施				褥瘡処置			
服薬管理				点眼			
坐薬挿入				ストマ管理			
浣腸				点滴針抜去			
摘便				カテーテル管理			
インシュリン注射				在宅酸素吸入・管理			
シップ貼付				医療リハビリテーション			
軟膏等塗布							

その他の行為(具体的に)

4. 介護福祉士が医療的行為を行うことについて(自由記載)

あなたは介護福祉士が医療的行為を行うことについてどう思われますか。

FAX 03-3507-8810

介護福祉士向け専門情報誌

季刊 介護福祉

購読料(年) 3,440円(送料含む)

財団法人 社会福祉振興・試験センター

〒150-0002 東京都渋谷区渋谷1丁目5番6号

SEMPoSビル Tel(03)3486-7511

専門性が支える介護福祉の充実のために

この資格に対する社会の期待も日増しに大きくなり、介護福祉士は、この期待に応えるべく、理念と資質の向上に努力することが責務であると考えます。この季刊介護福祉は介護について徹底した解説と具体的な介護行為を解説するほか、介護に関する最新情報を届けております。

購読申込みは、日本介護福祉士会事務局又は、各県介護福祉士会へお申込み下さい。

社団法人 日本介護福祉士会

より良い介護保険制度の 発展に資するためには

社会保障審議会介護給付費分科会へ文書提出

厚生労働省社会・援護局
厚生労働省は八月三十一日、人事異動を行い、社会・援護局福祉基盤課長に村木厚子氏、福祉基盤課福祉人材確保対策室長にはこのたび、社会・援護局福祉基盤課長に就任いたしました。就任にあたりまして、一言ご挨拶をさせていただきます。

子氏が就任
浜谷浩樹氏が就任した。
村木厚子福祉基盤課長に
の引合へ、就任のメット
ジをいたいたのでござ
します。

家族構造の変化が進む中で、我が国の社会福祉制度は、多様化する国民のニーズに対して、必要な福祉サービスを的確に提供し、国民全体の生活を支えていくことが求められます。

こうした状況の中、平成十二年四月から介護保険制度が始まり、同年六月には社会福祉法の施行、また平成十五年度からの障害者福祉サービスも利用者を主役とした質の高いサービスが求められていますが、こ

の福祉サービスの提供の中
心となるべきは、高い職業
倫理をもち、専門的知識及
び技術をもって、その人に
ふさわしい適切な介護を提
供し、また、本人及びその
介護者に対して介護に関する
指導等を行う介護福祉士
の方々であります。

の教育の充実強化、養成施設における専任教員に対する介護教員講習会の実施や国家試験の改善を行う等介護福祉士の一層の質の向上に向けた取り組みを行ってきたところであります。

社団法人日本介護福祉士会におかれましては、平成十二年に社団法人化されて以来、今年で三年目を迎える。その間、介護福祉士が質の高いサービス提供者となるための初任者研修、リーダー研修等様々な研修会を実施しているところ聞きっています。今後も介護

福祉士の職業倫理、専門性の確立や、介護福祉士の自己研鑽を支持するための生涯研修の充実など、活動内容を一層充実されるとともに、関係団体とも連携を図りながら、介護福祉士の知識、技術や資質の向上などを我が国の社会福祉の増進、充実に寄与されることを大いに期待しております。

今後とも、介護福祉士の質の向上をはじめ福祉基盤の充実・向上のための施策を積極的に取り組んでまいりますのでよろしくお願いいたします。

在宅サービス従事者のように一定の要件を設けていいな
いが、介護サービスの質の
確保を図るために、介護福祉士等の国家資格職を配置
すべきである。

医療職とのチームケアが
求められる介護療養型施設
の介護職員の配置基準にあ
たっては、介護福祉士等の
国家資格をもつ専門職を配
置し、適切な介護報酬額に
すべきである。

介護福祉士の資格を介護
報酬に反映すべきである。

三、介護保険制度の組み立
て・運用について

【組み立て・運用を考える】

介護と家事援助は、一體化してサービスを提供する」とサービス内容利用者にわかりやすく説明でき、かつ利用しやすい宅サービスとなる。従つ、「自立支援や在宅シフト走着させるために一本つなげばならない」。

(なお、訪問介護の二類業では、「自立生活支援ための見守り的援助」が活支援となっている。このような「自立生活支援のための見守り的援助」(訪問介護におけるサービス行いとの区分等について)

施設の介護職員には介護福祉士等の専門職を配置すべきである。介護福祉士の資格を介護サービスの質を担保するためには、サービス提供責任者については一定の資質を有する人が望ましい。また、サービス提供責任者については、これまでの基準については、この基準に従っては、これまでの基準を遵守しなければならない。

介護保険制度施行後、私たち介護福祉士は、介護サービスの現場で、ホームヘルパー、施設の介護職員、サービス提供責任者、ケアマネジャーとして日々利用者にもっととも近い専門職として介護保険制度の一翼を担ってきた。

してして介護福祉士として、サービスの質を保証して、利用者本位のサービスを提供するという観点に立って以下の提案を行う。

今後、介護保険法附則第二条に定められた施行五年を経た見直しが予定されており、日本介護福祉士会は、引き続き介護報酬の設計そのものを含む介護保険制度の見直しを介護福祉専門職の立場から、また介護の現場を知り、利用者にまつとも近い専門職の立場から提言を行っていく。

平成十四年十月一八日

一、これから介護保険制度の見直しの基本的なあり

き介護の理想を実現するうな制度設計が図られるべきである。

時間に基準とした介護報酬の設定を改めるべきである。また、サービス提供にあたっての基準を時間にせめたり、介護報酬の設定を時間に求め考え方を改めるべきである。

介護労働をディーセント・ワークにしなければこれから日本の介護の靈は低下する。介護労働がデイーセント・ワークとなるよう、適切な介護報酬額が確保されるべきである。

介護報酬を検討するにあたっては、サービスの質に

の前提】介護の工夫や専門性が評価される仕組みが望まれる。利用者の自立を図り、自立に向けた介護が実現するような介護へのインセンティブが働く報酬上の工夫が求められる。

○常勤ヘルパーが一定数、一定の割合で配置されないと訪問介護現場における介護サービスの質は保てない。これは身体介護、生活支援を問わない事である。常勤ヘルパーが雇用できる介護報酬の水準とすべきである。

○介護保険制度導入後、非常勤ヘルパーも登録ヘルパ

め、事業所における管理者の役割が重要となつてゐる。サービス提供責任者に課せられた業務は多く、訪問介護サービスにおける熟練度の低下に伴う管理業務に重要性が増大しているにもかかわらず、現行の介護報酬に管理部門の職員雇用にかかる経費が反映されていない。

したがつて、これを含めた訪問介護サービス費に改めるべきである。

○サービス水準を維持するための研修費を介護報酬に算定すべきである。

○身体介護の介護報酬は下

○以下の加算を行なうべきである。

痴呆ケア
緊急時介護
困難ケース
感染症対応
同行訪問

○居宅における介護専門職による生活リハビリを介護報酬に反映すべきである。

○施設等サービスについて
グループホーム、ユニットケア等の介護職員には痴呆高齢者に関する専門的な資質を備えた人材の配置が必要である。

それにより、サービスの質に対する安心や信頼を得ることができる。

組み立て・運用の改善にたっては眞に在宅での生が継続できるよう見直がなされるべきである。
介護保険法第二条第四項
第一項の介護給付の内容
介護状態となつた場合におても、可能な限り、その有する力を応じ自立した日常生活を営むことが出来るよう配慮されなければならない。「」が可能となるようなのにならなければならぬ。訪問介護の類型は、一本すべきである。
在宅サービスはあくまで一連のものである。利用

(第十号)に示されている
例)には、自立支援の指
導(以下「介護報酬」)
の在宅介護を可能とするた
めに、居宅サービスが利用
などとして、実際に使いやすい
のとなるよう柔軟に介護
報酬の運用を図るべきであ
る。

平成十五年度の介護報酬見直しに向けて現在、厚生労働省・社会保障審議会・介護給付費分科会において審議が行われており、先の審議会で見直しの骨格が示された。本会においても介護保険制度（介護報酬）の見直しにかかる検討会を設置し、検討を重ねてきた。このほどその結果を標題の文書にとりまとめ、社会保障審議会介護給付費分科会（第十四回）に提出する運びとなった。

なお、同分科会は、今後は具体的な介護報酬単価改定へ議論の焦点が移るのを見据え、（骨格）について述べたい。

「よりよい介護保険制度」の発展に資するために」の内容は以下のとおり。

●これらの介護報酬の設

計そのものを含む介護保険制度のあり方について、介護報酬の設定における現状の実情をつかみ、捉えたうえで抜本的な見直しを行な

着目した試行プロジェクトを実施し、そのデータに基づきサービスの質とリンクした介護報酬のあり方を検討すべきである。

居宅施設において、日常の生活場面で人間の尊厳が守られることを目的とした介護が実現するよう、必要な介護報酬の見直しを行なうべきである。

二、介護報酬の適切な水準について

社団法人日本介護福祉士会編集の学術雑誌『実践介護福祉学』(仮称)が来春発行されます。本誌は「介護」の専門性と科学性を追究し、実践と研究を結びつけ、「介護福祉学」を

論文の語文叢書

会員の皆さんに論文発表に
かかっています。以下の要
領で論文を募集します。日
頃の実践をぜひ発表してく
ださい。

○投稿内容：論文、調査報
告、実践報告

○投稿枚数：四〇〇字×一
四枚＝九六〇〇字（図表含
む）以内

○創刊号掲載論文締め切
り：十二月末

○投稿・問合せ先：（社）
日本介護福祉士会事務局
〒一〇五一〇〇〇
東京都港区虎ノ門一一二
二一三 西勘虎ノ門ビル三階
TEL 〇三一二五〇七
一〇七八四

活動報告

社会・援護局総務課長・森山幹夫氏から、基調講演で「向」と題して、厚生労働省行政説明は「介護保険制度」による研修会が開催された。

九州ブロック研修会

九月六日(金)～七日(土)に「介護の資質の向上」と職場環境」をテーマに開催された。

九州ブロック研修会が開催された。

関東・甲信越ブロック研修会

八月三十一日(土)、栃木県鬼怒川温泉ホテルにて開催された。

八月三十一日(土)、栃木県鬼怒川温泉ホテルにて開催された。

福岡県介護福祉士会

福岡県支部のPRに貢献

和歌山県介護福祉士会

和歌山県介護福祉士会

兵庫県介護福祉士会

兵庫県介護福祉士会

福岡県介護福祉士会

福岡県介護福祉士会

東京都介護福祉士会

東京都介護福祉士会

新潟県介護福祉士会

新潟県介護福祉士会

群馬県介護福祉士会

群馬県介護福祉士会

香川県介護福祉士会

香川県介護福祉士会

岐阜県介護福祉士会

岐阜県介護福祉士会

山梨県介護福祉士会

山梨県介護福祉士会

宮城県介護福祉士会

宮城県介護福祉士会

山形県介護福祉士会

山形県介護福祉士会

福井県介護福祉士会

福井県介護福祉士会

愛媛県介護福祉士会

愛媛県介護福祉士会

高知県介護福祉士会

高知県介護福祉士会

徳島県介護福祉士会

徳島県介護福祉士会

香川県介護福祉士会

香川県介護福祉士会

徳島県介護福祉士会

徳島県介護福祉士会

介護支援専門員現任研修会開催要綱

1. 日 時 12月17日(火)～18日(水)
2. 場 所 名古屋市中小企業振興会館(研修場所)
〒464-0856 名古屋市千種区吹上2-6-3 TEL: 052-735-2111
サンハイツホテル名古屋(宿泊場所)
〒460-0003 名古屋市中区錦1-4-11 TEL: 052-201-6011
3. 内 容

○第1日目 12月17日(火)

 - 12:50～ 開講式・オリエンテーション
 - 13:00～ 行政説明「来年度の制度見直しの考え方(仮)」 厚生労働省(予定)
 - 14:10～ グループワーキング
「現状での課題を分析する」～制度の抱える問題を明らかにする～
長野大学社会福祉学部助教授 須加美明氏
 - 日本介護福祉士会研修委員
 - 15:50～ 事例検討により実証 長野大学社会福祉学部助教授 須加美明氏
 - 18:30～ 夕食・懇談

○第2日目 12月18日(水)

 - 9:00～ 「接遇について 講義Ⅰ」(調整中)
「接遇について 実技Ⅰ」(調整中)
 - 13:00～ グループワーク 日本介護福祉士会 研修委員
 - 15:00～ 閉講式

4. 対象 ①現に、介護支援専門員の任に就いている会員及び一般
②今後、介護支援専門員の任に就く予定の会員及び一般

5. 定員 40名程度

6. 参加費 会員: 10,000円、一般: 20,000円(資料及び夕・昼食代含む)
宿泊費: 8,000円(シングル) 7,000円(ツイン)(一泊朝食付き)

7. 締切 11月22日(金)(厳守)

8. 問合せ先 社団法人日本介護福祉士会事務局
〒105-0001 東京都港区虎ノ門1-22-13 西勘虎ノ門ビル3階
TEL: 03-3507-0784 FAX: 03-3507-8810

岡山県介護福祉士会・日本介護福祉士会 共催研修会開催要綱

1. テーマ 痴呆性高齢者ケアの専門性の確立
2. 日 時 12月7日(土) 9:50～17:15
3. 場 所 岡山衛生会館 三木記念ホール
4. 内 容
 - 9:50～ 開会式
 - 10:00～ 行政説明「岡山県の痴呆性高齢者介護の情勢について」
岡山県長寿社会対策課課長 藤沢賢志氏
 - 10:40～ 基調講演 日本大学文理学部心理学科教授
高齢者痴呆介護研究・研修仙台センター長 長嶋紀一氏
 - 13:20～ シンポジウム「痴呆性高齢者ケアの専門性の確立」
シンポジスト
きのこ老人保健施設設長 篠崎人理氏
特別養護老人ホーム常広けいせい苑施設長 村上勝彦氏
特別養護老人ホームシルトピア油木 主任介護福祉士 高柴広子氏
コーディネーター
特別養護老人ホーム旭川敬老園施設長 森 繁樹氏
5. 対象
 - (1) 各県介護福祉士会会員
 - (2) 会員以外の介護福祉士
 - (3) 社会福祉施設及び医療保健施設関係者
 - (4) 行政機関および社会福祉協議会等の関係機関職員
 - (5) 介護福祉士養成校の教員および学生
 - (6) その他関係者
6. 参加人数 600名
7. 問合せ先 社団法人日本介護福祉士会 事務局
〒105-0001 東京都港区虎ノ門1-22-13 西勘虎ノ門ビル3階
TEL: 03-3507-0784 FAX: 03-3507-8810

管理者(運営者)セミナー開催要綱

1. 日 時 11月11日(月)～12日(火)
2. 場 所 大阪ガーデンパレス
〒532-0004 大阪市淀川区西宮原1-3-35 TEL: 06-6396-6211
3. 内 容

○第1日目 11月11日(月)

 - 13:20～ 開講式・オリエンテーション
 - 13:30～ 行政説明 厚生労働省社会・援護局福祉基盤課課長補佐 中井孝之氏
 - 15:10～ 「経営論」 ナーシングホーム智鳥施設長 濱田和則氏
 - 16:50～ 「分科会・施設編」
特別養護老人ホーム洛東園施設長 木村晴恵氏
「分科会・在宅編」
日本ホームヘルパー協会会長 因 利恵氏
 - 18:30～ 交流会

○第2日目 11月12日(火)

 - 9:20～ オリエンテーション
 - 9:30～ 「リスクマネジメント論」 弁護士 青木 佳史氏
 - 11:00～ 「人事管理論」 株式会社ワイス研修企画
ビジネスコンサルティング事業部業務開発部部長
チーフインストラクター 鈴木正臣氏
 - 13:30～ 「リーダーシップ論」 同上
 - 15:30～ 閉講式

4. 対象 ①現に施設(老人福祉施設、老人保健施設等)及び在宅(訪問介護事業所等)で管理者(運営者)として業務に携わっている人
②今後、管理者(運営者)になる予定の人

5. 定員 100名

6. 参加費 会員: 11,000円、一般: 25,000円(資料・昼食代含む)
交流会: 7,000円 宿泊: 8,000円(一泊朝食付き)

7. 締切 11月1日(金)(厳守)

8. 問合せ・申し込み先 社団法人日本介護福祉士会 事務局
〒105-0001 東京都港区虎ノ門1-22-13 西勘虎ノ門ビル3階
TEL: 03-3507-0784 FAX: 03-3507-8810

書評

【福祉用具の安全活用法】「ひやりはっと」から学ぶ著者=東畠弘子(編著)=東畠弘子(税別)発行=中央法規出版株式会社定価=三千円(税別)

この本でも紹介されている人の活動と危険は切り離せない。危機の管理とは危機を起さないことである。

この本でも紹介されている

年に二回実施している「介護福

祉用具の第一人者であ

るジャーナリストの東畠弘

子さんが四冊目の本を出し

た。東畠さんは奈良県介護

福祉士会が福祉分野で最初の

「ひやりはっと集」を出した

時に、日本経済新聞にコラム

を書いて広めてくれた人。

今回の書は、第一線で活躍

する人たちが集まって、具体

的事例に即し、福祉用具の使

い方とそれに伴う危険を分か

りやすく理解しやすく書いて

いる。ひやりはっとがなぜ起

るのか、そこから何を学ぶか、

福祉現場のひやりはっと

の裏面はどんな用具に限らず

用具別のチェックはこうする

ふうする

立派な用具を学ぶか、

立派な用具に限らず

の裏面はどんな用具に限らず

の裏面はどんな用具に限らず</p

ニュース

The Japan Association of Certified Care Workers

Vol.53 12月15日号
平成14年(2002年)**社団法人 日本介護福祉士会****介護福祉士の専門性追求
北海道・東北地区で初の全国研究大会を開催**

費分科会(本会田中雅子会長が委員として参加)は、平成十三年十月から十七回にわたり審議を行い、十二月に基づいて来年度予算編成に臨み、年明け以降の介護給付費の単価が提示され、さらに議論が深められました。(7面に全文)

「介護報酬見直しの考え方」まとまる

厚生労働省社会保険審議会給付費分科会(本会田中雅子会長が委員として参加)は、平成十三年十月から十七回にわたり審議を行い、十二月に基づいて来年度予算編成に臨み、年明け以降の介護給付費の単価が提示されました。(7面に全文)

**1000人が情報交換・交流**

研究大会の初日は、勇壮な和太鼓の演奏によるオープニングセレモニーからスタートした。開会式では主催者を代表して田中雅子会長が挨拶を述べた。

来賓挨拶では、河村博江厚生労働省社会・援護局長、浅野史郎宮城県知事、藤井黎仙市長、社団法人介護福祉士養成施設協会東北ブロック長代理として石川県東北文化学園専門学校長からメッセージを頂戴した。

また都司巧厚生労働省社会保障課長、並木孝氏社会福祉法人宮城県社会福祉協議会副会長にもご臨席いた。

続いて基調講演を「支援費制度の概要について」と題して郡司巧厚生労働省社会保障課長から、記念講演は大川弥生國立長寿医療研究センター老人ケア研究部部長より「介護における

シンドロームが行われた。

また本会員特典である「安心三重奏」についての説明が、また全体会の報告が行われ、参加者の情報交換・確認の場となった。

最後に来年、資格創設五周年と共に第十回の大会を開催する香川県介護福祉士会石橋真二会長より挨拶があった。

西日本を通じて書籍コーナーや福祉機器の展示場所には多数の参加者が集まり新しい知識の追求に余念のない様子が伺えた。

◎全国研究大会特集
記念講演………2面
シンポジウム………3～5面
分科会………6面

成に臨み、年明け以降の介護給付費分科会には新たな事業者による指定居宅介護を行っていることでの指定がなっています。(※当該事業者の勤務時間数は問いません)

介護を従事する訪問介護員等のほか、「主として障害者に係る指定居宅介護を行う従業者」を一人以上配置する必要があります。(※当該従業者の勤務時間数は問いません)

定訪問介護事業者は、訪問介護を従事する訪問介護員等のほか、「主として障害者に係る指定居宅介護を行う従業者」を一人以上配置する必要があります。(※当該従業者の勤務時間数は問いません)

○(1) 但し、介護保険の指定基準の概要

① ② ③ ④

○(1) 人員基準
○(2) 常勤換算方法で、2・5人以上(基準第5条第1項)

○(1) 従業者(ヘルパー)数
○(2) 常勤換算方法で、2・5人以上(基準第5条第1項)

○(1) 但し、介護保険の指定基準の概要

○(1) 人員基準
○(2) 常勤換算方法で、2・5人以上(基準第5条第1項)

○(1) 但し、介護保険の指定基準の概要

○(1) 人員基準
○(2) 常勤換算方法で、2・5人以上(基準第5条第1項)

○(1) 但し、介護保険の指定基準の概要

○(1) 人員基準
○(2) 常勤換算方法で、2・5人以上(基準第5条第1項)

○(1) 但し、介護保険の指定基準の概要

○(1) 但し、介護保

身体拘束・抑制廃止に関するシンポジウム

～利用者のQOLを目指す専門性とは～

石橋 介護保険制度が平成一二年にスタートし、介護保険施設等が原則、身体拘束が禁止され、介護の現場では、人間の尊厳を伴う身体拘束・抑制廃止の取り組みが開始されています。そこで、介護保険制度施行後三年目を迎えた今、身体拘束をなくすこれまでの取り組みなどを経過

等について、行政の立場現場のワーカーの立場してまた研究者として、それぞれの立場からアドバイスをいただき、身体拘束抑制をしない介護を通じて人権を守る利用者本位の人権・QOLの向上を目指すため専門職の役割について皆さんとともに考えてみたいと思います。

厚生労働省老健局計画課
課長 石井信芳氏（趣旨）
私は厚生労働省で計画課
長を務めており、介護保険
の事業計画、老人保健福祉
計画、この二つの計画を、
全市町村、それから全都道

身体拘束禁止はサービス提供の基本

介護保険制度は在宅
ないわけあります。

併事業の実施をはじめ
ります。

基本的に見直すべきかけになる、出来事に伴う、それがいつものが身体拘束の廃止といふことだとしてあると聞かれてあります。

これが何とかことから、身体拘束の廃止、これは基準命令に最低限守るべきルールとして書き込みました。ただ、そのルールを書いたからでは現場ですぐそれが

は作ってください。その
費については国の方でも
助対象にしますといふ
で都道府県にお願いして
ります。

り、あるいは利用者の行動補助を管理したり、制限する行為がすべてこれに当たります。できぬことなら強制車の高い介入は避けたい、介入そのものを減らせればもつといい。鷹巣町が本条例を考えた意図もここにあります。

次に条例策定の方法についてですが、二通りの方法であります。



石井信芳氏（厚生労働省老健局計画課課長）
近藤敏夫氏（鷹巣町社会福祉協議会事務局長）
中澤初枝氏（特別養護老人ホーム尚古園寮母主任・山梨県介護福祉士会会长）
長嶋紀一氏（高齢者痴呆介護研究・研修仙台センター長）
石橋真二（社団法人日本介護福祉士会副会長）
●コーディネーター

心身への介入行為を権力行使と定義

また、十回からですけれども、いわゆる第三者評価、外部評価と呼んでいますけれども、グループホームは必ず第三者の客観的な目で評価点検を受けて下さい。その上で自分たちが提供しているサービスがこれでいいのかと考え直すきっかけを持つてもらおうと、評じて、いつまでもこの身体拘束をひいて止めていくべきか。身体拘束をしないでケアをするに迷ったらいいかどうかなどを考え直すことが、すなはちその施設なり、あるいはヘルパーさんなり、それぞの事業のサービス提供のあり方を条件整備に力を入れておこなう必要があります。例えば、現場の皆さんが必要な事例があつて、なかなか相談ができるような相談窓口、これを各県一ヵ所

心にしきなあゆ、あることは
内でも施設によつて、あ
いは事業所によつてしまひ
きがあるのだうと思ふ
す。でもひだは早くひやつ
うきのつもをなくせぬもの
に入らへし」と云ひ続
きを入れて、さきたゞく、
が私の今の課題であります。

入そのものにスポットを当てる方法です。前者の方法では、絶対禁止とうたえないといふに問題があり、もし絶対禁止にしたとする、権力行使に代わるより介護方法が見つからない施設は、何もない道を選ばざるを得なくななり

う方針もサービスの質のレベルアップという観点から出てきたものです。

まだ、グループホームも担当させていただいており、一三一年度から都道府県の定める基準に沿って自己評価をしてやせん。これを運営基準上の義務づけとし、つづけていきます。

田代のいどいおしたたが、二つの意味があります。今、特養ではとか、グループホームではと言いまして、したけれども、この身体拘束の禁止というのば、そういうサービスの種類を問わず、それぞれのサービスほぼ全部に共通する大事な原則だと思ひます。

簡単にできるかといふと、いわゆる環境していく、冬の整備といふことで、国の方では各都道府県ごとねいをして、いろいろ環境の皆さん方が身体拘束をなくして、取り組み、身体拘束をしな

われながら、ただくじら
とが、今年度からのスター
しもしたけれども、これ
今のところ三十一の都道
県でやまもとよしらじう
じじ手を挙げていただい
こね。

そこで、やがて介護保険制度を合意のもとにスタートしたが、その合意が危いくなってしまうのではないかが懸念されるわけです。そういうわけで、介護保険制度が十二年四月にスタートするに先立ち、厚生労働省では、サービスの質が伴わない量というのは意味がないではないか、こういう考え方でサービスの質といふものを、いろいろな角度からレベルアップする施策に力を入れることにし

心身への介入行為を権力行

鷹巣町社会福祉協議会事務
局長 近藤敏夫氏（趣旨）
当町の福祉の取り組みは、平成三年の町長選で福祉を公約に初当選した今の岩川町長ですが、デンマークに出かけ、福祉政策もさることながら、とくに政治、行政のあり様、眞の民主主義の姿に深く感銘を受け、帰った翌年に住民参加のワーキンググループを作り、

そこから町の状況が大きく変わりました。これからは、サービスの質の向上を考え、とりわけ痴呆性高齢者的人権や尊厳を守るための仕組みをつくるために、町は独自の条例の策定を検討しました。

条例の理念ですが、当鷹巣町と高齢者福祉分野に関する協力・協定を結んでいたデンマークのオーフス市において、痴呆性高齢者をベッドに縛りつけたり、鍵を掛けた部屋に閉じ込めたりといった深刻な心身への介入を介護施設で見ることのみならず、デンマーク全土において、痴呆性高齢者をベッドに縛りつけたり、鍵を掛けた部屋に閉じ込めたりといった深刻な心身への介入を介護施設で見る事は不可能であります。そうしたサービス提供者側の介入行為は医療機関としての精神病棟でのみ法的に許されており、それが厳格に守られております。

使と定義

しかし、本法で減らそう
とするならば、この例外的
介入しそうが核心部分のはず
であります。条文で、〇〇
の条件のもとでのみ権力を
行使することができる」と表
現して、この条件が守られ
て、このかじうかを厳しく吟
味すれば、抑止力を發揮
できると考え、当条例策定
委員会は、最終的に後者の
方法を選択しました。

また、十月からですけれども、いわゆる第三者評価、外部評価も導入でありますけれども、グループホームは必ず第三者の客観的な目で評価点検を要けて下さい。その上で自分たちが提供しているサービスがこれまでいいのかと考え直すきっかけを持つてもらおうと、評じの質を変えていくための工夫として、この身体拘束をいかやつて止めていくか。身体拘束をしながらでケアをするなどはやつしたらいいかどうかなどを考え直すことが、すなわちその施設なり、あるいはヘルパーさんなり、それぞれの事業のサービス提供のあり方を条件整備に力を入れてやります。例えば、現場の皆さんが必要な事例があつて、どうすればいいかという相談ができるような相談窓口、これを各県一ヵ所

心にしきなあゆ、あることは
内でも施設によつて、あ
いは事業所によつてしまひ
きがあるのだうと思ふ
す。でもひだは早くひやつ
うきのつもをなくせぬもの
に入らへし」と云ひ続
きを入れて、さきたゞく、
が私の今の課題であります。

入そのものにスポットを当てる方法です。前者の方法では、絶対禁止とうたえないといふに問題があり、もし絶対禁止にしたとする、権力行使に代わるより介護方法が見つからない施設は、何もない道を選ばざるを得なくななり

い田代のいどいもした
う方針もサービスの質のレ
ベルアップへと躍進から
出てきたのです。
まだ、グループホームも
担当せじいただいてお
り、一三年度から都道府県
の定める基準に沿って自己
評価をして下さる。これを
運営基準上の義務づけとい
ふのが、行ってるつで、
どうなつてますか?
この二つの意味がありま
す。今、特養ではとか、グ
ループホームではとか言いま
したけれども、この身体拘
束の禁止については、そつ
いうサービスの種類を問わ
ず、それがサービスほ
ぼ全部に共通する大事な原
則だと思います。

われながら、ただくじら
とが、今年度からのスター
しもしただけれども、これ
今のところ三十一の都道
県でやまもとしょうじう
じじ手を挙げていただい
こね。

当然、当町でもそのためのための痴呆のケアについての研修にも協力していただき痴呆のケアにたけた職員を招いて研修をしたり、これらから職員を研修に行かせたりと、交流を深めています。

あります。条文で、〇〇の条件のもとでのみ権力を行使することができるし表現して、この条件が守られていなかっただけを厳しく吟味するのが抑止力を發揮できるといえ、当条例策定委員会は、最終的に後者の方法を選択しました。

その許される条件が、第3条から第6条の四つです。

【4面】(續く)

【4面から】

リスク・マネジメントに関するものではあります。そのときに、あるQOLに対する向上と拘束禁止を、あるいは拘束廃止をきちんとやれるのだといふ、そういうものを作りださないでください。

二番目は、日常的な情報交換です。拘束しないで済む、あるいは拘束しなかつた場合のリスクがどの程度あるのかといふことについても、きちんと分析的な理解をして対応していく必要がある「一つは、効果的な」コミュニケーションでありますインフォーム・コンセントです。

三番目は、日常的な情報交換です。拘束しないで済む、あるいは拘束しなかつた場合のリスクがどの程度あるのかといふことについても、きちんと分析的な理解をして対応していく必要がある「二つは、効果的な」コミュニケーションでありますインフォーム・コンセントです。

四番目は、日常的な情報交換です。拘束しないで済む、あるいは拘束しなかつた場合のリスクがどの程度あるのかといふことについても、きちんと分析的な理解をして対応していく必要がある「三つは、効果的な」コミュニケーションでありますインフォーム・コンセントです。

五番目は、日常的な情報交換です。拘束しないで済む、あるいは拘束しなかつた場合のリスクがどの程度あるのかといふことについても、きちんと分析的な理解をして対応していく必要がある「四つは、効果的な」コミュニケーションでありますインフォーム・コンセントです。

六番目は、日常的な情報交換です。拘束しないで済む、あるいは拘束しなかつた場合のリスクがどの程度あるのかといふことについても、きちんと分析的な理解をして対応していく必要がある「五つは、効果的な」コミュニケーションでありますインフォーム・コンセントです。

七番目は、日常的な情報交換です。拘束しないで済む、あるいは拘束しなかつた場合のリスクがどの程度あるのかといふことについても、きちんと分析的な理解をして対応していく必要がある「六つは、効果的な」コミュニケーションでありますインフォーム・コンセントです。

八番目は、日常的な情報交換です。拘束しないで済む、あるいは拘束しなかつた場合のリスクがどの程度あるのかといふことについても、きちんと分析的な理解をして対応していく必要がある「七つは、効果的な」コミュニケーションでありますインフォーム・コンセントです。

九番目は、日常的な情報交換です。拘束しないで済む、あるいは拘束しなかつた場合のリスクがどの程度あるのかといふことについても、きちんと分析的な理解をして対応していく必要がある「八つは、効果的な」コミュニケーションでありますインフォーム・コンセントです。

十番目は、日常的な情報交換です。拘束しないで済む、あるいは拘束しなかつた場合のリスクがどの程度あるのかといふことについても、きちんと分析的な理解をして対応していく必要がある「九つは、効果的な」コミュニケーションでありますインフォーム・コンセントです。

十一番目は、日常的な情報交換です。拘束しないで済む、あるいは拘束しなかつた場合のリスクがどの程度あるのかといふことについても、きちんと分析的な理解をして対応していく必要がある「十つは、効果的な」コミュニケーションでありますインフォーム・コンセントです。

十二番目は、日常的な情報交換です。拘束しないで済む、あるいは拘束しなかつた場合のリスクがどの程度あるのかといふことについても、きちんと分析的な理解をして対応していく必要がある「十一つは、効果的な」コミュニケーションでありますインフォーム・コンセントです。

十三番目は、日常的な情報交換です。拘束しないで済む、あるいは拘束しなかつた場合のリスクがどの程度あるのかといふことについても、きちんと分析的な理解をして対応していく必要がある「十二つは、効果的な」コミュニケーションでありますインフォーム・コンセントです。

個別性を重視した介護を



全員で記念写真=ケルンの「老人介護学校」にて

ドイツへ初の視察団

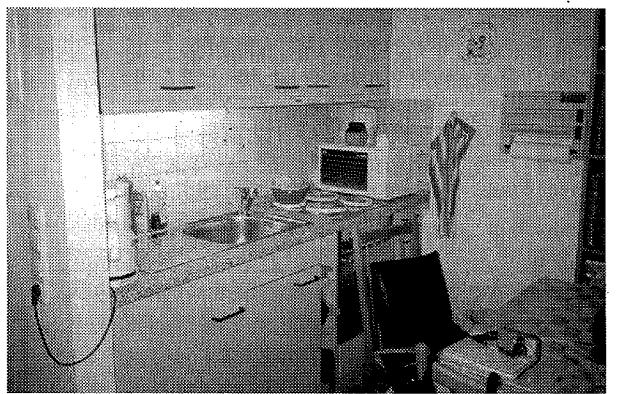
社団法人日本介護福祉士会



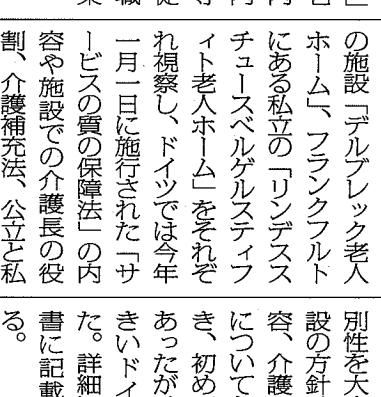
ケルンの「老人介護学校」の前で



フランクフルトの「老人ホーム」で説明を受ける



フランクフルトの「老人ホーム」居室の台所



「老人介護従事者連盟」を訪問



(上) フランクフルトの「リンデスチュースベルゲルスティフィット老人ホーム」
(左) ケルンの「デルプレック老人ホーム」

内容等についての意見交換を行い、これを機会に今後も情報交換・意見交換等を行っておられます。このことがQOLを高め、逆にリスクを下げる最終的には拘束をしなくて済む介護などなく発展するのではないかとういう、甘い夢を託してお話ししました。

そこで、事業所、あるいは法人施設となっていますけれども、事業所の自主的なマニュアルづくりです。まずは、今関係している痴呆性高齢者の含めた利用者の方々を中心にして、自分たちの所のリスク・マネジメント・マニュアルを作っていますけれども、やはり痴呆性高齢者に限定して言いますが、やはり痴呆性高齢者が、いわゆる行動障害を起こす場合の大きな原因としては、知能の低下、認知機能の低下、それが生活障害として現れてくるといふことです。

それから「リスク・マネジメント」と視点からの業務の見直し」といふこと。各事業所の中で、自分たちの事業所では、こういったリスク・マネジメントを展開しており、そのなかでQOLの向上と拘束禁止を、あるいは拘束廃止をきちんとやれるのだといふ、そういうものを作りださないでください。

その場合に、やはり大事なのは、禁止ではなくて、生活しやすいような場面づくりです。拘束・抑制をなくすことが最終目的ではなくて、利用

研究を積み上げ、専門性を累積して、社会的評価の向上につながるような取り組みを進めてまいりたいと思います。貴重なご意見をお聞かせください。

また、本会におきましては、仮称ですが、介護福祉士の専門誌、「介護福祉学」というものを来年の春から発行しようと考えておられます。これは、将来

介護福祉士リーダー研修開催要綱 (初任者研修のための講師養成講座)

- 日 時 平成15年1月26日(日) 13時20分~1月28日(火) 12時
- 会 場 東京グリーンホテル水道橋 TEL 03-3295-4161
- 研修内容
 - 1日目(1月26日)
 - 13:20~ 開講式・オリエンテーション
 - 13:30~ 【講義1】行政説明 厚生労働省(予定)
 - 14:40~ 【講義2】初任者研修プログラムの作り方
 - 16:20~ 【講義3】教授法
 - 2日目(1月27日)
 - 9:00~ 【講義4】介護福祉士の専門性と職業倫理・介護福祉士としての基本的態度
 - 10:40~ 【演習1】介護福祉士の専門性と職業倫理・介護福祉士としての基本的態度の指導案作成
 - 12:30~ 【講義5】介護福祉士の成り立ちと関連法規
 - 14:10~ 【演習2】介護福祉士の成り立ちと関連法規の指導案作成
 - 15:20~ 【講義6】介護福祉士の仕事とコミュニケーション
 - 17:00~ 【演習3】介護福祉士の仕事とコミュニケーションの指導案作成
 - 3日目(1月28日)
 - 9:00~ 【講義7】介護技術
 - 10:40~ 【演習4】介護技術の指導案作成
- 対 象
 - ①今後、各都道府県(支部)において、初任者研修を担当する予定の介護福祉士
 - ②現に各都道府県(支部)において、介護福祉士等を対象に後継者育成に携わっている介護福祉士、及び今後、携わる予定の介護福祉士
- 定 員 100名(各都道府県支部2名程度)
- 参加費 3,000円(資料・昼食代含む) 交流会費 8,000円(1日目)
- 問い合わせ先 社団法人日本介護福祉士会事務局

平成14年度近畿ブロック研修会



近畿ブロック研修会開く

十一月十六日、西宮市役所大ホールで、二百名を越す参加者が近畿ブロック研修会が開催された(写真)。

所大ホールで、二百名を越す参加者が近畿ブロック研修会が開催された(写真)。

十一月十六日、西宮市役所大ホールで、二百名を越す参加者が近畿ブロック研修会が開催された(写真)。

所大ホールで、二百名を越す参加者が近畿ブロック研修会が開催された(写真)。

所大ホールで、二百名を越す参加者が近畿ブロック研修会が開催された(写真)。

所大ホールで、二百名を越す参加者が近畿ブロック研修会が開催された(写真)。

「第5回介護福祉士の就労実態と専門性の意識に関する調査」協力のお願い

本会では、右記調査について無作為に抽出した会員の皆さまへ、ご協力をよろしくお願いいたします。この調

今回、基調講演では作家の藤本義一氏を迎えた。参加者からは、介護に対する意見が多かった。また、昼食は、頃来短期大学ハンドベルワイエによるハンドベル演奏が行われた。

●今後の中央研修等の予定	
【第二回 都道府県介護福祉士会長会】	【支援費制度】丹波氏(愛媛県社会福祉協議会管理次長)
△日時 平成十五年一月十日(土)・十一日(日)	△定員 百五十名
△場所 安田生命アカデミア(東京都中市)	△参加費 会員・千円、一般・五百円
●地区別ブロック研修会	△問合せ・申し込み先 佐賀県介護福祉士会事務局(TEL 0942・8275609)
【東海・北陸ブロッククリーダー研修会】	△問合せ・申し込み先 知県社会福祉協議会管理次長
△日時 平成十五年三月八日(土)	△定員 百五十名
△場所 名古屋市総合社会福祉会館	△参加費 会員・五百円、一般・三千円
△内容 「事例研究の取り組み方」大平政子氏、(佐賀県鳥栖市)	△申込方法 ①必要事項を記入した申込書に②郵便払込取扱機の控え(コピー可)を貼付し③住所・氏名を記入し八百円切手を貼付した返信用封筒(長3形型)を同封して申し込み。
△内容 セラピューティックケア	※模擬試験と講座を両方申し込む場合、合計金額をお振込み下さい。また返信用封筒は一枚で結構です。
△講師 セラピューティックケアサービス・ネットワーク福岡代表・秋吉美千代氏	△問合せ・申し込み先 静岡県立大学短期大学部静岡校(静岡市小鹿二丁目)
△受講料 五千円(国家試験合格後に静岡県介護福祉士会)	△定員 百六十名(一日・八十名)
△申込締切 十二月二十五日(必着)	△問合せ・申し込み先 富山県介護福祉士会事務局(TEL 0764・24・4856 FAX兼用)
△会員に加入する上記	△参加費 無料
△講師 坂本洋一氏(厚生労働省・援護局障害保健課長)	△問合せ・申し込み先 長野県介護福祉士会事務局(TEL 0764・24・7005)
△受講料 五千円(国家試験合格後に長野県介護福祉士会)	△定員 百九十五名
△申込締切 十二月二十五日(必着)	△問合せ・申し込み先 山口県介護福祉士会
△会員に加入する上記	△参加費 無料
△講師 岩本洋一氏(厚生労働省・援護局障害保健課長)	△問合せ・申し込み先 山口県介護福祉士会事務局(TEL 0764・24・7005)
△受講料 五千円(国家試験合格後に山口県介護福祉士会)	△定員 百五十名
△申込締切 十二月二十五日(必着)	△問合せ・申し込み先 佐賀県介護福祉士会事務局(TEL 0942・8275609)
△会員に加入する上記	△参加費 会員・五百円、一般・五千円

△問合せ・申し込み先 静岡県介護福祉士会	
△申込方法 ①必要事項を記入した申込書に②郵便払込取扱機の控え(コピー可)を貼付し③住所・氏名を記入し八百円切手を貼付した返信用封筒(長3形型)を同封して申し込み。	△受験対象 介護福祉士資格取得後三年以上
※模擬試験と講座を両方申し込む場合、合計金額をお振込み下さい。また返信用封筒は一枚で結構です。	△定員 一百五十名
△会員に加入する上記	△参加費 会員・五百円、一般・三千円
△会員に加入する上記	△受講対象 山口県セミナーパーク内「一般研修棟大研修室」
△会員に加入する上記	△問合せ・申し込み先 山口県介護福祉士会(TEL 0833・9887・1320)

月・金・九時~十五時)

修室

六日(日)九時三十分~十時

ある方 百五十名

△定員

△受験対象

介護福祉士資格取得後三年以上

七時

△参加費 会員・千円、一般・五千円

△受講対象

山口県セミナーパーク内「一般研修棟大研修室」

△問合せ・申し込み先 山口県介護福祉士会(TEL 0833・9887・1320)

△会員に加入する上記

△参加費 会員・五百円、一般・三千円

△受験対象

介護福祉士資格取得後三年以上

△定員 一百五十名

△受験対象

平成15年度介護報酬の見直し案の概要

I 基本的考え方

○平成15年度介護報酬の見直しは、第2期介護保険事業計画期間の介護サービスの増大及びこれに伴う保険財政への影響が大きいことや、近年の賃金・物価の下落傾向、介護保険施行後の介護事業者の経営実態を踏まえ、保険料の上昇幅をできる限り抑制する方向で、△2.3%（在宅0.1%、施設△4.0%）の改定を行う。

○今回の見直しにおいては、限られた財源を有効に活用するため、当初の設定が実態に即して合理的であったかどうかの検討を踏まえながら、効率化・適正化と並行して、制度創設の理念と今後介護のあるべき姿の実現に向けて、必要なものに重点化する。

○具体的には、在宅重視と自立支援の観点から、要介護状態になることや要介護度の上昇を予防し、要介護度の軽減を図るとともに、要介護状態になっても、できる限り自立した在宅生活を継続することができるよう、所要の見直しを行なう。また、いたん施設に入所した場合でも、在宅生活に近い形で生活し、将来的には、できる限り在宅に復帰できるよう、所要の見直しを行なう。

○また、個々の利用者のニーズに対応した、きめの細かく満足度の高いサービスが提供されるよう、サービスの質の向上に重点を置いて見直しを行なう。

II 主な見直しの内容

1 自立支援の観点に立った居宅介護支援（ケアマネジメント）の確立

①利用者の要介護度による評価の廃止

居宅介護支援（ケアマネジメント）の業務の実態等を踏まえ、利用者の要介護度に応じた評価を廃止し、居宅介護支援の評価を充実。

要支援 650単位／月 → 850単位／月

要介護1・2 720単位／月 → 850単位／月

要介護3・4・5 840単位／月 → 850単位／月

②質の高い居宅介護支援の評価

居宅介護支援の質の向上を図る観点から、居宅介護支援の体制や居宅サービス計画（ケアプラン）に応じた評価の見直しを行なう。

i) 4以上の種類の居宅サービスを定めた居宅サービス計画（ケアプラン）を作成する場合の加算を導入。
(新設) → 100単位／月

ii) 一定の要件を満たさない場合に所定単位数の70%を算定する仕組みを導入。

※一定の要件

イ：居宅サービス計画を利用者に交付すること

ロ：特段の事情のない限り、少なくとも月1回、利用者の居宅を訪問し、かつ、少なくとも3月に1回、居宅サービス計画の実施状況の把握の結果を記録すること

ハ：要介護認定や要介護認定の更新があった場合等において、サービス担当者会議の開催、担当者に対する照会等により、居宅サービス計画の内容について、担当者から意見を求めるごと

iii) 1単位の単価に係る地域差（訪問介護等と同様）を導入。

2 自立支援を指向する在宅サービスの評価

(1) 訪問介護

①訪問介護の区分の体系的な見直し

訪問介護の適正なアセスメントを図る観点から、身体介護と家事援助が混在した複合型を廃止。また、「家事援助」から「生活援助」に名称を改めるとともに、短時間のサービス提供や生活援助について、自立支援、在宅生活支援の観点から重点的に評価。

身体介護中心型30分未満 210単位 → 231単位
家事援助中心型30分以上1時間未満 153単位 → 208単位
1時間以上 222単位 291単位

②訪問介護における減算の算定範囲等の見直し

訪問介護の質の向上の観点から、3級訪問介護によるサービス提供の場合の減算の算定範囲に生活援助等を追加し、評価を見直す。

算定割合 95% → 90%

③いわゆる介護タクシーの適正化

適切なアセスメントに基づく居宅サービス計画（ケアプラン）上の位置付けがあることを前提に、要介護1以上の者に対し、通院等のために乗車・降車の介助を行なった場合に算定対象を限定して、適正化を図る。

通院等のための乗車・降車の介助（新設） → 100単位／回

(2) 通所サービス

要介護者の在宅生活を支援し、利用者の利便性の向上や家族介護者の負担の軽減を図るために、6～8時間の利用時間を超えてサービスを提供する場合や入浴サービス等を評価するとともに、全体として適正化。

(3) リハビリテーション

①訪問リハビリテーションの評価

円滑な在宅生活への移行、在宅での日常生活における自立支援を図る観点から、退所（退院）後6月以内の利用者に対して具体的なリハビリテーション計画に基づきADLの自立性の向上を目的としたリハビリテーションを行なった場合を評価。

日常活動訓練加算（新設）→50単位／日

②通所リハビリテーションの評価

円滑な在宅生活への移行、在宅での日常生活における自立支援を図る観点から、身体障害や機能制限等の利用者に対して個別リハビリテーション計画に基づき、理学療法士・作業療法士・言語聴覚士が個別にリハビリテーションを行なった場合のリハビリテーションを評価。

個別リハビリテーション加算（新設）

退院・退所自ら起算して1年以内の期間 130単位／日
退院・退所自ら起算して1年を超えた期間 100単位／日

(4) 居宅療養管理指導

きめ細かく個別的な指導管理の充実を図り、利用者の在宅生活における質の長期的な維持・向上を目的として、居宅療養管理指導を再編。

医師又は歯科医師（月1回に限る）居宅療養管理指導費（I）940単位／回 → 医師又は歯科医師（月2回に限る）500単位／回

薬剤師（月2回に限る）550単位／回 → 医療機関の薬剤師（月2回に限る）550単位／回

→薬局の薬剤師（月4回に限る）→初回500単位／回 2回目以降300単位／回

歯科衛生士等（月4回に限る）500単位／回 → 初回550単位／回 2回目以降300単位／回

(5) 訪問看護

利用者又は家族等に対して24時間連絡体制にあって、かつ、計画的に訪問することとなっていない緊急時訪問を必要に応じて行なう場合の訪問看護の評価の適正化。

緊急時訪問看護加算

訪問看護ステーションの場合 1,370単位／月 → 540単位／月 病院・診療所の場合 840単位／月 290単位／月

(6) 痴呆対応型共同生活介護（グループホーム）

痴呆性高齢者が安定的に自立した生活を営むことができるよう夜間の介護内容や介護体制を確保したグループホームにおける夜間のケアを評価。夜間ケア加算（新設）→71単位／日

*算定要件

イ：適切なアセスメントに基づき、夜間のケア内容を含む介護計画を作成すること

ロ：夜勤職員を配置していること
ハ：過去1年内に実施したサービスの質の自己評価結果（平成17年度以降は外部評価結果）が公開されていること

3 施設サービスの質の向上と適正化

(1) 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

一画面的な集團処遇ではなく、在宅での暮らしに近い日常の生活を通じたケアを行う観点から、入所者の自立的生活を保障する個室と、少人数の家庭的な雰囲気の中で生活できるスペースを備えた小規模生活単位型特別養護老人ホームで行われるユニットケアを評価。

小規模生活単位型介護福祉施設サービス費（新設）→

要介護1 784単位／日
要介護2 831単位／日
要介護3 879単位／日
要介護4 927単位／日
要介護5 974単位／日

これに伴い、居住費について自己負担を導入し、低所得者対策を講じた上で在宅との費用負担の均衡を図る。

*低所得者については居住費負担の軽減のため、保険料区分第1段階の場合66単位／日、保険料区分第2段階の場合33単位／日を加算。また、従来型の施設については、要介護度の高いものに配慮しつつ、全体として適正化。

介護福祉施設サービス費（I）

要介護1 796単位／日 → 要介護1 677単位／日
要介護2 841単位／日 → 要介護2 748単位／日
要介護3 885単位／日 → 要介護3 818単位／日
要介護4 930単位／日 → 要介護4 889単位／日
要介護5 974単位／日 → 要介護5 959単位／日

(2) 介護老人保健施設（老人保健施設）

入所者の介護度の改善と在宅復帰を進める観点から、日常生活動作等の維持・向上を重点とした個別のリハビリテーション計画に基づくリハビリテーションを評価するとともに、全体として適正化。

介護保健施設サービス費（I）

要介護1 880単位／日 → 要介護1 819単位／日
要介護2 930単位／日 → 要介護2 868単位／日
要介護3 980単位／日 → 要介護3 921単位／日
要介護4 1,030単位／日 → 要介護4 975単位／日
要介護5 1,080単位／日 → 要介護5 1,028単位／日

リハビリ機能強化加算（リハビリ体制加算の再編）

12単位／日 → 30単位／日

また、老人保健施設が行う訪問リハビリテーションを評価。

(3) 介護療養型医療施設（病院・診療所）の評価

①介護と医療の役割分担、他の介護保険施設との機能分化を図る観点から、長期にわたる療養の必要性が高く、要介護度の高いものの入院を評価するとともに、全体として適正化。

療養型介護療養施設サービス費（I）

（看護配置6：1／介護配置3：1）

社会保障審議会（会長
貝塚啓明）は、介護報酬改定案を原案通り坂口厚生労働大臣に答申した。

今回の介護報酬の見直しは、介護保険制度施行後初めてのものであり、次回以降の見直しに向けて見直しのルール、審議のあり方、経営実態調査等の方法などをについて、今回の議論の経

過を踏まえ、さらに検討を深めることが必要とされて

いる。また、今回見直し後の介護報酬について、利用者のサービスの利用の動向、事業者の経営状況などに与えられる影響の把握に努め、介護運営されているかどうか、

に資するものとなつていいかどうか、検証し、次回以降の見直しに反映させていく。

特に、重要な評価を行なった居宅介護支援について、介護支援専門員の資質の向上と地位の確立を図るところ、公正、中立に行われるよう、検討を進めることが必要である

から論議を始める。

要介護1 1,193単位／日
要介護2 1,239単位／日
要介護3 1,285単位／日 → 経過措置に従い、廃止
要介護4 1,331単位／日
要介護5 1,377単位／日

療養型介護療養施設サービス費（II）（看護配置6：1／介護配置4：1）→療養型介護療養施設サービス費（I）（看護配置6：1／介護配置4：1）

要介護1 1,126単位／日 → 要介護1 820単位／日
要介護2 1,170単位／日 → 要介護2 930単位／日
要介護3 1,213単位／日 → 要介護3 1,168単位／日
要介護4 1,256単位／日 → 要介護4 1,269単位／日
要介護5 1,299単位／日 → 要介護5 1,360単位／日

②重度療養管理の新設

介護保険適用病床と医療保険適用病床の機能分化を図る一方で、介護保険と医療保険の制度の狭間で患者の受け入れ先がなくなることを防ぐため、要介護4または要介護5であって、常時頻回の喀痰吸引を実施している状態など常時医師による医学的管理が必要な状態にあるものに対して、療養上の適切な処置と医学的管理を行なった場合を評価。

重度療養管理（新設）→120単位／日
③リハビリテーションの体系的な見直し

従来の集団療法を中心とした評価を廃止し、個別的なリハビリテーションを評価。

理学療法（I）200-175単位／日 → 理学療法（I）250単位／日
理学療法（II）185-160単位／日 → 理学療法（II）180単位／日
理学療法（III）100単位／日 → 理学療法（III）100単位／日
理学療法（IV）65単位／日 → 理学療法（IV）50単位／日
作業療法（I）200-175単位／日 → 作業療法（I）250単位／日
作業療法（II）185-160単位／日 → 作業療法（II）180単位／日
言語聴覚療法135単位／日 → 言語聴覚療法（I）250単位／日
言語聴覚療法（II）180単位／日

A DL加算（新設）→30単位／日
※病棟等においてA DLの自立等を目的としたリハビリテーションを行なった場合に算定。

④施設入所者の在宅復帰の促進

施設入所（入院）者の在宅復帰を指向したサービスを評価し、在宅復帰を促進するため、退所（退院）前の施設と居宅介護支援事業所の連携を積極的に評価する観点から、退所（退院）時指導加算を再編し、退所（退院）前の連

うこと。

(17) 指定痴呆対応型共同生活介護及び指定特定施設入所者生活介護について、(3)①及び⑩と同様の改正を行うこと。

(2) 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準の一部改正

① 介護支援専門員は、居宅サービス計画の原案の内容について、文書により利用者の同意を得なければならない旨を明示すること。また、居宅サービス計画を作成した際には、当該居宅サービス計画を利用者に交付しなければならないこととする。

② 介護支援専門員は、居宅サービス計画の実施状況の把握及び解決すべき課題の把握に当たっては、特段の事情のない限り、次に定あるところにより行わなければならないこととする。

ア 少なくとも1月に一回、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接すること。

イ 少なくとも3月に一回、実施状況の把握の結果を記録すること。

③ 介護支援専門員は、利用者が要介護更新認定、要介護状態区分の変更の認定等を受けた場合においては、サービス担当者会議の開催、担当者に対する照会等により、居宅サービス計画の変更の必要性について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとすること。

④ 指定居宅介護支援事業者及び指定居宅介護支援事業所の管理者は、居宅サービス計画の作成又は変更に関し、介護支援専門員に対して特定の居宅サービス事業者等によるサービスを位置付けるべき旨の指示等を行ってはならないこととすること。

⑤ (1)③及び④と同様の改正を行うこと。

(3) 指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正

① 指定介護老人福祉施設は、指定介護福祉施設サービスを提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録しなければならないこととすること。

② 指定介護老人福祉施設は、当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ず身体的拘束その他入所者の行動を制限する行為を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない旨を明示すること。

③ 施設サービス計画に関する業務を担当する介護支援専門員(以下「計画担当介護支援専門員」という。)は、施設サービス計画の作成に当たっては、入所者の日常生活全般を支援する観点から、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めて施設サービス計画上に位置付けるよう努めなければならないこととすること。

④ 計画担当介護支援専門員は、解決すべき課題の把握に当たっては、入所者及びその家族に面接して行わなければならないこととすること。この場合において、計画担当介護支援専門員は、面接の趣旨を入所者及びその家族に対して十分に説明し、理解を得なければならないこととすること。

⑤ 計画担当介護支援専門員は、サービス担当者会議の開催、担当者に対する照会等により、施設サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとすること。

⑥ 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の実施状況の把握及び解決すべき課題の把握に当たっては、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならないこととすること。

ア 定期的に入所者に面接すること。

イ 定期的に実施状況の把握の結果を記録すること。

⑦ 計画担当介護支援専門員は、入所者が要介護更新認定、要介護状態区分の変更の認定を受けた場合においては、サービス担当者会議の開催、担当者に対する照会等により、施設サービス計画の変更の必要性について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとすること。

⑧ 指定介護老人福祉施設は、入所者の外出の機会を確保するよう努めなければならないこととすること。

⑨ 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画に関する業務のほか、入所者の退所に際し、居宅サービス計画の作成等の援助に資するため、居宅介護支援事業者に対して情報を提供する等の業務を行うものとすること。

⑩ 指定介護老人福祉施設は、その運営に当たっては、提供した指定介護福祉施設サービスに関する入所者の苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならないこととすること。

⑪ 小規模生活単位型指定介護老人福祉施設(施設の全部においてユニットごとに入居者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われる指定介護老人福祉施設をいう。以下同じ。)は、ユニットの提供を行うことに伴い必要となる費用(所得の状況その他の事情をしんじて厚生労働大臣が定める者については、厚生労働大臣が定める基準により算定した額を控除した額とする。)の支払を入居者から受けることができることとすること。

⑫ 小規模生活単位型指定介護老人福祉施設におけるサービスの取扱いは、次に定めるところにより行われなければならないこととすること。

ア 指定介護福祉施設サービスは、入居者が、その有する能力に応じて、自らの生活様式及び生活習慣に沿って自律的な日常生活を営むことができるようにするため、入居者の日常生活上の活動について必要な援助を行うことにより、入居者の日常生活を支援するものとして行われなければならないこととすること。

イ 指定介護福祉施設サービスは、各ユニットにおいて入居者がそれぞれの役割を持って生活を営むことができるよう配慮して行われなければならないこととすること。

【3面に続く】

指定基準の見直しついて

平成15年3月19日、厚生労働省老健局計画課・企画課より、平成15年度の介護報酬の見直しに合わせて、指定居宅事業者、指定居宅介護支援事業者及び介護保険施設の指定基準についてサービスの向上を図る観点から以下のようない見直しが行われた。(以下、老計発第0319001号・老振発第0319001号指定居宅事業者、指定居宅介護支援事業者及び介護保険施設の指定基準の一部改正についてより抜粋)

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部改正

1 改正の趣旨

平成15年度の介護報酬の見直しにあわせて、サービスの質の向上を図る観点から、指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者及び介護保険施設の指定基準について所要の見直しを行うものである。

2 改正の概要

(1) 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正

① 指定居宅サービス事業者は、サービスを提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しなければならないこととすること。(注1)

② 指定居宅サービス事業者は、個別サービス計画(訪問介護計画など)の作成に当たっては、その内容について利用者の同意を得なければならないこととすること。また、個別サービス計画を作成した際には、当該個別サービス計画を利用者に交付しなければならないこととすること。(注2)

③ 指定居宅サービス事業者は、利用者及びその家族からの苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならないこととすること。また、市町村又は国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合において、市町村又は国民健康保険団体連合会から求めがあったときは、改善の内容を市町村又は国民健康保険団体連合会に報告しなければならないこととすること。

④ 指定居宅サービス事業者は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、当該事故の状況及び事故に際して採った処置を記録しなければならないこととすること。

⑤ 指定訪問リハビリテーションについて、病院及び診療所に加え、介護老人保健施設も行うことができることとすること。

⑥ 指定通所介護について、看護職員の配置を、指定通所介護の単位ごとに、専ら当該指定通所介護の提供に当たる看護職員が1以上確保されるために必要と認められる数とすること。

⑦ 指定通所リハビリテーションの人員及び設備に関する基準を見直し、従来医療機関、老人保健施設それぞれ基準が規定されていたところ、基本的に両者共通のものに再編すること。

⑧ 小規模生活単位型指定短期入所生活介護の事業(指定短期入所生活介護の事業であって、その全部において少数の居室及び当該居室に近接して設けられる共同生活室により一体的に構成される場所(以下「ユニット」という。))ごとに利用者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われるもの(以下、)を行う者は、ユニットの提供を行うことに伴い必要となる費用の支払を利用者から受けることができることとすること。

⑨ その他、小規模生活単位型指定短期入所生活介護の事業及び一部小規模生活単位型指定短期入所生活介護の事業(指定短期入所生活介護の事業であって、その一部においてユニットごとに利用者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われるもの(以下、)について、(3)⑫から⑯までと同様の改正を行うこと。

⑩ 指定痴呆対応型共同生活介護事業所の共同生活住居の数は、1又は2とすること。(注3)

⑪ 指定痴呆対応型共同生活介護事業所における宿直勤務又は夜間及び深夜の勤務について、1人の職員が他の共同生活住居と兼務する場合は、2つの共同生活住居までとすること。また、併設施設との兼務は認めないこととする。(注4)

⑫ 指定痴呆対応型共同生活介護事業所の計画作成担当者のうち1以上の者は、介護支援専門員をもって充てなければならないこととすること。また、介護支援専門員は、介護支援専門員でない他の計画作成担当者の業務を監督するものとすること。(注5)

⑬ 指定特定施設入所者生活介護事業所の計画作成担当者は、介護支援専門員とすること。(注6)

⑭ 指定特定施設入所者生活介護事業者は、指定特定施設入所者生活介護に係る業務の全部又は一部を委託により他の事業者に行わせる場合にあっては、当該事業者の業務の実施状況について定期的に確認し、その結果等を記録しなければならない旨を明示すること。

⑮ 指定福祉用具貸与事業者は、福祉用具の保管又は消毒を委託等により他の事業者に行わせる場合にあっては、当該事業者の業務の実施状況について定期的に確認し、その結果等を記録しなければならない旨を明示すること。

⑯ 指定短期入所生活介護、指定短期入所療養介護、指定痴呆対応型共同生活介護及び指定特定施設入所者生活介護について(3)②と同様の改正を行

ソウェルクラブ(福利厚生センター)ご加入のおすすめ

■職員の健康管理のために

- 生活習慣病予防健診費用助成
- 健康生活用品給付
- スポーツクラブ
- 電話健康医療相談

■職員の慶事のお祝いに

- 結婚お祝品贈呈
- 出産お祝品贈呈
- 入学お祝品贈呈
- 資格取得記念品贈呈
- 永年勤続記念品贈呈

■職員の万一の際に

- 会員の死亡弔慰金
- 会員の配偶者の死亡弔慰金
- 会員の入院・手術見舞金
- 災害見舞金

■職員の余暇活用のために

- 指定保養所…厚生年金宿泊施設等
全国に273か所
- 海外リフレッシュツアー
- クラブ・サークル活動支援
- テーマパーク
- 国内・海外旅行
- レンタカー

■職員の資質向上のために

- 海外研修
- 広報講習会
- レクリーダー養成講習会
- 接遇講習会
- 情報誌

■職員の生活サポートのために

- 住宅ローン
- 特別資金ローン
- クレジットカード

■地域に密着した事業

- 会員交流事業

加入できる職員

■社会福祉事業に従事する職員の他、常勤の役員や同一法人において社会福祉事業以外の公益事業、収益事業などに従事する職員なども加入できます。

掛金

■掛金は職員一人あたり毎年度1万円です。

加入申し込み、お問い合わせは、フリーダイヤル

TEL 0120-292-711

FAX 0120-292-722

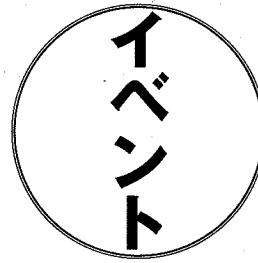
<http://www.sowel.or.jp/>

社会福祉法人 福利厚生センター

Tel 03-5000-1177

東京都港区虎ノ門1-21-17 虎ノ門INNビル

魅力ある職場づくりに福利厚生センターをご活用ください



イベント

介護
福祉
士海外研修生募集

(財) 社会福祉振興・試験センター

▽研修期間

九月二十日(土)～十月四日(土)の十五日間

▽研修・調査プログラム

デノマーク(ネストベス

市)における高齢者ケアの

実際(施設見学のはがしき)

介護及び在宅介護の実際に

ついて体験研修を行う。

▽派遣対象者

介護及び在宅介護の実際に

ついて体験研修を行う。

▽派遣された者(同会の会員)

次に名前で該当し、社団

法人日本介護福祉士会の推

薦を受けた者(同会の会員)

▽参加申込書類提出期限

五月二十日(火)必着

▽派遣人員

十人以内(十人を一グループとした場合)

▽費用

方式とする

▽選考

当センターが負担

▽書類選考により決

定する。なお、六月中旬下旬に行う予定。

▽参加費

書類選考により決

定する。

▽参加申込書類提出期限

五月二十日(火)必着

平成15年度 社団法人日本介護福祉士会
通常総会の開催について(代議員)

1. 日 時 平成15年5月24日(土) 10:30~16:00
2. 場 所 TFT(東京ファッショントン) 906研修室
東京都江東区有明3-1

サービス提供責任者実務研修講師養成講座開催要綱

1. 日 時 5月12日(月)~5月13日(火)
2. 会 場 メルパルク横浜 コハク
〒231-0023 神奈川県横浜市中区山下町16 TEL 045-662-2221
3. 研修内容
- 5月12日(月)
 - 12:50~ 開講式・オリエンテーション
 - 13:10~ 【講義1】・訪問介護と支援費・訪問介護の報酬改訂
厚生労働省老健局振興課(調整中)
 - 14:20~ 【講義2】サービス提供責任者の役割と意義
日本ホームヘルパー協会会長 因 利恵
 - 15:20~ 【講義3】訪問介護計画作成方法論
NPO法人荒川サポートセンターかどころ所長 大橋佳子
 - 15:50~ 【演習1】訪問介護計画作成演習(アセスメント・訪問介護計画書(1)の作成)
NPO法人荒川サポートセンターかどころ所長 大橋佳子
 - 18:00~ 交流会
- 5月13日(火)
 - 9:00~ 【演習2】訪問介護計画作成演習(介護モジュール(3)の作成)
NPO法人荒川サポートセンターかどころ所長 大橋佳子
 - 10:10~ 【講義4】訪問介護における指導業務方法論
日本ホームヘルパー協会会長 因 利恵
 - 11:20~ 【演習3】チームカンファレンスの持ち方
日本ホームヘルパー協会会長 因 利恵
 - 13:20~ 【講義5】サービス調整方法論
NPO法人荒川サポートセンターかどころ所長 大橋佳子
 - 14:30~ 【講義6】指導案の作成
日本ホームヘルパー協会会長 因 利恵
 - 15:30~ 閉講式
4. 定員 100名(定員を超えた場合は、事務局より連絡します)
5. 申込み FAXまたは郵送で、4月30日までに日本介護福祉士会事務局へ。
7. 参加費用 会員 5,000円 一般 20,000円
8. 問合せ 社団法人日本介護福祉士会事務局(担当:品川)

関東・甲信越ブロックケアマネジメント研修会開催要綱

1. 日時 7月12日(土)
2. 会場 さいたま共済会館401、402号室
3. 定員 120名
4. 内容
 <講演>「行政説明」厚生労働省(予定)
 「ケアプランと医療情報」霞ヶ関南病院院長 斎藤正身氏
 <シンポジウム>「関係職種・機関との連携とケアプラン」
5. 参加費 会員・2,000円 一般・3,000円
- ※詳しい詳細につきましては、埼玉県介護福祉士会事務局または、日本介護福祉士会事務局までお問い合わせください。
埼玉県介護福祉士会 TEL: 048-871-2504(FAX兼)

54号3面の訂正とお詫び

「障害者支援費制度における居宅介護事業の要件緩和等について」の表の部分で一部誤りがございました。お詫びして、改めて正しい表を掲載いたします。

別表 居宅介護支援費(案)

	30分未満	30分以上 1時間未満	1時間以上 1.5時間未満	以後30分
身体介護	2,100円	4,020円	5,840円	2,190円
家事援助		1,530円	2,220円	830円
移動介護		※1	※1	※1
日常生活支援※2			2,410円	900円

※1 移動介護は身体介護を伴う場合は身体介護の単価、身体介護を伴わない場合は家事援助の単価を用いることになります。※2 日常生活支援は身体障害者居宅支援が対象となります。

第10回全国大会開催要綱

1. テーマ 「介護福祉士と自立支援」
～介護福祉士の専門性の確立と介護福祉学の構築を目指して～
2. 日程 10月24日(金)~25日(土)
3. 会場 全日空ホテルクレメント高松
〒760-0011 香川県高松市浜ノ町1番1号(JR高松駅隣接)
4. 参加人数 1,000名
5. 研修内容
- 第1日 10月24日(金)

基調講演 厚生労働省社会・援護局(予定)
教育講演 茨城県立医療大学教授・同付属病院院長 大田仁史氏
- 第2日 10月25日(土)

分科会
第1分科会「痴呆介護とバリデーションについて」
～現状認識から新たな方向性を目指して～
第2分科会「自立支援に向けた介護について」
～QOLの向上及び自立支援に向けた介護事例を通して介護の専門性を考える～
第3分科会「障害者介護について」
～障害者介護と支援費制度について～
第4分科会「介護福祉学の構築について」
～教育現場及び実践現場から専門性の確立と介護福祉学の構築を目指す～

記念講演 大阪大学人間科学部教授・元朝日新聞論説委員 大熊由紀子氏
シンポジウム 「介護福祉士の将来像について」
～設立10周年を迎えて新たな出発を目指す～

※ 今年も4つの分科会の発表事例を会員より募集いたします。
詳細については決まり次第、ニュースもしくは支部を通じてお知らせ致します。
詳しい内容等については日本介護福祉士会事務局までお問い合わせください。

東北・北陸ブロック研修会開催要綱

1. テーマ 「介護福祉士と自立支援」～自立と共生の介護～
2. 日 時 7月19日(土)~7月20日(日)
3. 場 所 富山国際会議場(一日目) 富山県民会館(二日目)
4. 参加定員 800名
5. 研修内容
- 教育講演「未定」講師 老人保健施設レインボーホスピタル 黒部信也氏
基調講演「未定」講師 厚生労働省(予定)
記念講演「介護における科学性と人間性の両立～目標指向介護の実践～」
講師 国立長寿医療研究センター 老人ケア研究部長 大川弥生氏
6. 分科会
 - 第1分科会 「自立に向けた排泄のケア」
 - 第2分科会 「嚥下・摂食障害のケア」
 - 第3分科会 「介護福祉士とリスクマネジメント」
7. 参加費 会員・学生 1,000円 一般 5,000円
8. 問い合わせ 名鉄観光サービス(株)富山支店 TEL 076-431-8056

関東・甲信越ブロック研修会開催要綱

1. テーマ 「介護福祉士と自立支援」～生活にうるおいを～
2. 日 時 8月23日(土)~8月24日(日)
3. 場 所 伊香保温泉 ホテル木暮
4. 参加定員 500名
5. 研修内容
- 基調講演「介護保険動向」講師 厚生労働省(予定)
記念講演 講師 聖徳大学短期大学部客員教授 石井伊吉氏(毒蝮三太夫氏)
分科会 第1分科会「施設分野」 第2分科会「在宅分野」
第3分科会「通所分野」
6. 参加費 会員・2,500円 一般・4,000円 学生・1,500円
7. 申し込み締切 6月16日(月)
8. 問い合わせ先 名鉄観光サービス株式会社 前橋支店
TEL 027-224-1613 FAX 028-224-9725

介護福祉士向け専門情報誌

季刊 介護福祉

発行回数(年4回/春・夏・秋・冬号)
購読料(年) 3,440円(送料含む)

財團法人 社会福祉振興・試験センター
〒150-0002 東京都渋谷区渋谷1丁目5番6号
SEMPOSビル Tel(03)3486-7511

専門性が支える介護福祉の充実のために

この資格に対する社会の期待も日増しに大きくなり、介護福祉士は、この期待に応えるべく、理念と資質の向上に努力することが責務であると考えます。この季刊介護福祉は介護について徹底した解説と具体的な介護行為を解説するほか、介護に関する最新情報を届けております。春号のテーマ(食事と栄養)

購読申込みは、日本介護福祉士会事務局又は、各県介護福祉士会へお申込み下さい。

ニュース

The Japan Association of Certified Care Workers

Vol.56 6月15日号
平成15年(2003年)**社団法人 日本介護福祉士会****平成15年度
通常総会**

介護福祉士制度15周年、会設立10周年を迎えて

最重要課題は組織強化

平成十五年度社団法人日本介護福祉士会通常総会は五月二十五日(土)、東京ファ

ンションタウン(東京)で開催された【写真】。奇しくも介護福祉士制度十五周年、

介護福祉士会の誕生十周年を迎えた今年は、参加代議員數百三十人が、予定時間を延

長して活発な意見を述べ、全議案について承認した。

(関連記事) 2・3・4・5面

題は「十年目を迎えた日本
介護福祉士会——その責務
と展望」。

柄本氏は、介護福祉士制度と日本介護福祉士会の誕生が日本の社会福祉制度の改革にとって大きな意味があった、介護を必要とする人々の一番身近にいる介護福祉士の職能団体は独立して存在でなければならぬ、そのためには組織の強化が緊急に求められていることなどを語った。

午後から始まった総会では、田中雅子会長の挨拶に続き、来賓として臨席いたいた厚生労働省社会・援護局福祉基盤課福祉人材確保対策室長・浜谷浩樹氏、社会福祉法人全国社会

は、「十年目を迎えた日本介護福祉士会——その責務と展望」。

柄本氏は、介護福祉士制度と日本介護福祉士会の誕生が日本の社会福祉制度の改革にとって大きな意味があった、介護を必要とする人々の一番身近にいる介護

福祉士の職能団体は独立して存在でなければならぬ、そのためには組織の強化が緊急に求められていることなどを語った。

午後から始まった総会では、田中雅子会長の挨拶に

概要(予定)を発表

第十六回介護福祉士国家試験

試験は、実施計画について

厚生労働省と財團法人社会

福社振興・試験センターで

協議があるが、このほど概要(予定)が発表された。

大臣の試験実施の官報公告

書類「受験の手引き」を取

り寄せせる必要があります。

○受験申込書の受付(提出)
期間 平成十六年八月十二日
(金)消印有効まで

※受験希望者は、あらかじめ受験の申し込みに必要な

予定です。

● 河村博江 厚生労

働省社会・援護

局長祝辞 (代読)

日本介護福祉士会にわ

れましては設立以前から今

日に至るまで、会長を中心

に福祉サービス提供の要で

ある介護福祉士の資質向

上に向けた会としての取り

組みも年々充実強化されて

きており、その果たす役割

に敬意を表します。

急速な少子高齢化の進展

や経済社会構造、家族構造

の変化が進むなか、我が国

設置され、平成十六年度の役員改選から適用されて初

午前中の柄本先生の講演

を聴いておりまして、十年前の介護福祉士会を設立し

た当時のことを思い出しま

す。八百七十七名でした。

あのとき、日本介護福祉士会は二十四県の賛同を得て

という言い方をされました

が、実は支部があつたのは

十九県でした。

そして、日本介護福祉士

会を作るためにはなんの資

金もないなかで、先輩であ

ります多くの支部長の皆さ

まが、それどれ多くの寄附

もいたきましたが、日本介護

福祉士会が出发したこと

を、十年にして心新たに

しております。

私がもはやのとき、さま

ざまな議論をしてまいりま

す。

● 河村博江 厚生労

働省社会・援護

局長祝辞 (代読)

日本介護福祉士会にわ

れましては設立以前から今

日に至るまで、会長を中心

に福祉サービス提供の要で

ある介護福祉士の資質向

上、地位向上のために多大

なご尽力をいただいており

ます。介護福祉士の職業倫

理や専門的知識、技術の向

上に向けた会としての取り

組みも年々充実強化されて

きており、その果たす役割

に敬意を表します。

急速な少子高齢化の進展

や経済社会構造、家族構造

の変化が進むなか、我が国

の選挙が行われる。

出席代議員からは、各支

部の事務局体制の強化や今

年度の会員目標などについ

て意見が出された。これを

受け石橋眞二副会長は閉

会の辞で、「日本介護福祉

士会も組織強化に取り組む

が、各支部とともに行動し

欲し」と訴えた。

会員もともに行動し

て欲し」と訴えた。

会員が組織強化に取り組む

が、各支部とともに行動し

欲し」と訴えた。

会員もともに行動し

て欲し」と訴えた。

会員もともに行動し

記念講演



上智大学教授
柄本一三郎氏

今年は社会福祉士、介護福祉士の法施行後十五年を迎えました。我が国で初めての社会福祉関係の専門職の資格制度が十五年を迎え、介護福祉士会も十年を迎えました。

日本介護福祉士会は平成六年に、八百七十七人の方々が集まって誕生しました。それぞれの職能団体はその歴史を踏まえてさまざま活動をし、原点に立ち返ってどうあるべきかを考えています。

現在の介護福祉士会にはさまざまな課題があることでも事実ですが、何故そなつているのかといふことも一番最初の出発点を知れば納得のいくものもあると思います。

●介護福祉士誕生前後
介護福祉士そのものの資格制度は、平成元年に二千六百三十一名の介護福祉士の人たちが誕生したわけです。合格発表が終わって比較的早い時期に、「みんなで研鑽したり、集まることが必要なのであります」と思っています。

一方、ホームヘルパーの世界は施設の寮母さんども議論しました。

●介護福祉士誕生前後
日本では社会福祉の世界でリードするのは施設長さ

んどが、大卒の社会福祉学

科を出た人とか、社会福祉

主事を持っている人なし

は役所から転じた人たち

した。介護の業務を専門的

にやっている人は職役とい

う形だったと思います。

社会福祉士と介護福祉士

という国家資格が生まれた

ので、本当の職能団体を作

ることになりました。

このままでは、資格を取

った方と会員の数がだんだ

なことになります。

それが避けるには、まず

う。

●介護保険制度における介

護福祉士の役割

平成二年にマンパワー対策本部ができて、中間報告が作されました。この報告には、介護の科学化を進められた老人介護士制度がありましたが、介護のやり方も定型化されました。社会保険にするときには介護のやり方も定型化されましたが、介護のやり方も定型化されませんでした。そして、誰でもできなければなりません。

●「働き」ができる人材を

みません。そして、誰でもできなければなりません。

介護スタンダードです。

もし仮に、介護保険制度が決して、誰でも介護福祉士制度ができるようになりましたとしたらどうなったでしょうか。

行政とは是々非々であ

るなど、積極的に提案す

るという団体のイメージを

議論しました。

一方、ホームヘルパーの

世界は施設の寮母さんども議論しました。

●介護福祉士誕生前後
日本では社会福祉の世界でリードするのは施設長さ

んどが、大卒の社会福祉学

科を出た人とか、社会福祉

主事を持っている人なし

は役所から転じた人たち

した。介護の業務を専門的

にやっている人は職役とい

う形だったと思います。

社会福祉士と介護福祉士

という国家資格が生まれた

ので、本当の職能団体を作

ることになりました。

このままでは、資格を取

った方と会員の数がだんだ

なことになります。

それが避けるには、まず

う。

●介護保険制度における介

護福祉士の役割

平成二年にマンパワー対策本部ができて、中間報告が作されました。この報告には、介護の科学化を進められた老人介護士制度がありましたが、介護のやり方も定型化されました。社会保険にするときには介護のやり方も定型化されましたが、介護のやり方も定型化されませんでした。そして、誰でもできなければなりません。

●「働き」ができる人材を

みません。そして、誰でもできなければなりません。

介護スタンダードです。

もし仮に、介護保険制度が決して、誰でも介護福祉士制度ができるようになりましたとしたらどうなったでしょうか。

行政とは是々非々であ

るなど、積極的に提案す

るという団体のイメージを

議論しました。

一方、ホームヘルパーの

世界は施設の寮母さんども議論しました。

●介護福祉士誕生前後
日本では社会福祉の世界でリードするのは施設長さ

んどが、大卒の社会福祉学

科を出た人とか、社会福祉

主事を持っている人なし

は役所から転じた人たち

した。介護の業務を専門的

にやっている人は職役とい

う形だったと思います。

社会福祉士と介護福祉士

という国家資格が生まれた

ので、本当の職能団体を作

ることになりました。

このままでは、資格を取

った方と会員の数がだんだ

なことになります。

それが避けるには、まず

う。

●介護保険制度における介

護福祉士の役割

平成二年にマンパワー対策本部ができて、中間報告が作されました。この報告には、介護の科学化を進められた老人介護士制度がありましたが、介護のやり方も定型化されました。社会保険にするときには介護のやり方も定型化されましたが、介護のやり方も定型化されませんでした。そして、誰でもできなければなりません。

●「働き」ができる人材を

みません。そして、誰でもできなければなりません。

介護スタンダードです。

もし仮に、介護保険制度が決して、誰でも介護福祉士制度ができるようになりましたとしたらどうなったでしょうか。

行政とは是々非々であ

るなど、積極的に提案す

るという団体のイメージを

議論しました。

一方、ホームヘルパーの

世界は施設の寮母さんども議論しました。

●介護福祉士誕生前後
日本では社会福祉の世界でリードするのは施設長さ

んどが、大卒の社会福祉学

科を出た人とか、社会福祉

主事を持っている人なし

は役所から転じた人たち

した。介護の業務を専門的

にやっている人は職役とい

う形だったと思います。

社会福祉士と介護福祉士

という国家資格が生まれた

ので、本当の職能団体を作

ることになりました。

このままでは、資格を取

った方と会員の数がだんだ

なことになります。

それが避けるには、まず

う。

●介護保険制度における介

護福祉士の役割

平成二年にマンパワー対策本部ができて、中間報告が作されました。この報告には、介護の科学化を進められた老人介護士制度がありましたが、介護のやり方も定型化されました。社会保険にするときには介護のやり方も定型化されましたが、介護のやり方も定型化されませんでした。そして、誰でもできなければなりません。

●「働き」ができる人材を

みません。そして、誰でもできなければなりません。

介護スタンダードです。

もし仮に、介護保険制度が決して、誰でも介護福祉士制度ができるようになりましたとしたらどうなったでしょうか。

行政とは是々非々であ

るなど、積極的に提案す

るという団体のイメージを

議論しました。

一方、ホームヘルパーの

世界は施設の寮母さんども議論しました。

●介護福祉士誕生前後
日本では社会福祉の世界でリードするのは施設長さ

んどが、大卒の社会福祉学

科を出た人とか、社会福祉

主事を持っている人なし

は役所から転じた人たち

した。介護の業務を専門的

にやっている人は職役とい

う形だったと思います。

社会福祉士と介護福祉士

という国家資格が生まれた

ので、本当の職能団体を作

ることになりました。

このままでは、資格を取

った方と会員の数がだんだ

なことになります。

それが避けるには、まず

う。

●介護保険制度における介

護福祉士の役割

平成二年にマンパワー対策本部ができて、中間報告が作されました。この報告には、介護の科学化を進められた老人介護士制度がありましたが、介護のやり方も定型化されました。社会保険にするときには介護のやり方も定型化されましたが、介護のやり方も定型化されませんでした。そして、誰でもできなければなりません。

●「働き」ができる人材を

みません。そして、誰でもできなければなりません。

介護スタンダードです。

もし仮に、介護保険制度が決して、誰でも介護福祉士制度ができるようになりましたとしたらどうなったでしょうか。

行政とは是々非々であ

るなど、積極的に提案す

るという団体のイメージを

議論しました。

一方、ホームヘルパーの

世界は施設の寮母さんども議論しました。

●介護福祉士誕生前後
日本では社会福祉の世界でリードするのは施設長さ

一般会計収支計算書

平成14年4月1日から平成15年3月31日まで

「収入の部」

科目 大・中・小科目	予算額	決算額	差異	備考
1. 会費収入	217,000,000	158,598,000	58,402,000	
(1)入会金収入	35,000,000	13,660,000	21,340,000	2,737名
(2)年会費収入	180,000,000	142,338,000	37,662,000	
年会費収入	180,000,000	135,142,000	44,858,000	23,979名
過年度会費収入	0	7,196,000	△7,196,000	1,329名
(3)賛助会費収入	2,000,000	2,600,000	△600,000	(注1)
2. 事業収入	49,950,000	47,985,514	1,964,486	
(1)研修会費収入	3,000,000	3,882,500	△882,500	
(2)専門研究会費収入	750,000	300,000	450,000	
(3)協賛金収入	1,000,000	1,601,000	△601,000	
(4)講読料収入	200,000	204,000	△4,000	
(5)手数料収入	10,000,000	9,142,764	857,236	ニュース(注2)
(6)委託料収入	35,000,000	32,855,250	2,144,750	郵政省介護相談事業収入
郵政省介護相談事業収入	35,000,000	32,555,250	2,444,750	
第三者評議事業収入	0	300,000	△300,000	
3. 補助金等収入	3,000,000	25,853,000	△22,853,000	
(1)リーダー研修助成収入	3,000,000	3,000,000	0	全国の介護福祉士の就労
(2)老人保健事業推進費収入	0	22,853,000	△22,853,000	状況や業務内容及び、専門
4. 雑収入	200,000	134,673	65,327	職としての意識等に関する調査
(1)雑収入	200,000	134,673	65,327	実態調査を行い、介護福祉士の就労
受取利息	100,000	23,410	76,590	状況や業務内容及び、専門
雑収入	100,000	111,263	△11,263	職としての意識等に関する調査
当期収入合計(A)	270,150,000	232,571,187	37,578,813	実態調査を行い、介護福祉士の就労
前期繰越収支差額	△1,585,478	△1,585,478	0	状況や業務内容及び、専門
収入合計(B)	268,564,522	230,985,709	37,578,813	職としての意識等に関する調査

(注1) (社)日本介護福祉士養成施設協会、全国老人福祉施設協議会、中央法規出版(株) (2口)、全日本自治労働組合、名鉄観光サービス(株)、(有)商工業振興協会、(株)まほろば、(有)筒井書房、(株)リプラス、(学)つしま記念学園、(株)社会保険研究所 (2口)、(株)損害保険ジャパン (2口)、東京火災海上保険(株)、東急観光(株)、酒井医療(株)、(株)ジャパン保険サービス、新日本法規出版(株) (2口)、医歯薬出版(株)、(株)システムウェーブ、アイ・ジー・オー (有)、第一法規出版(株)、エルゼビア・ジャパン(株) (敬称略) (22団体)

(注2) 原稿料・印税 191,000円、統一模試 4,099,000円、ケアマネ模試 1,241,000円、書籍案内・売上等 3,611,764円

一般会計収支計算書

平成14年4月1日から平成15年3月31日まで

「支出の部」

科目 大・中・小科目	予算額	決算額	差異	
1. 事業費	188,200,000	161,153,191	27,046,809	
(1)研修	25,500,000	20,513,681	4,986,319	
(2)研究	100,000	0	100,000	
(3)調査研究	2,500,000	64,995	2,435,005	
(4)広報	14,000,000	11,907,192	2,092,808	
(5)組織	5,000,000	1,896,107	3,103,893	
(6)専門研究	3,100,000	1,745,599	1,354,401	
(7)事業	45,000,000	58,734,684	△13,734,684	
(8)会員証作成費	3,000,000	544,933	2,455,067	
(9)支部活動費	90,000,000	65,746,000	24,254,000	
2. 管理費	60,000,000	55,165,834	4,834,166	
(1)人件費	38,000,000	34,932,909	3,067,091	
(2)顧問料	2,000,000	1,040,550	959,450	
(3)事務所費	7,000,000	6,476,358	523,642	
(4)通信運搬費	3,000,000	3,191,231	△191,231	
(5)事務費	8,000,000	7,080,201	919,799	
(6)涉外費	1,000,000	1,264,485	△264,485	
(7)租税公課	1,000,000	1,180,100	△180,100	
3. 会議費	18,950,000	22,215,333	△3,265,333	
(1)総会費	5,000,000	5,258,688	△258,688	
(2)理事会費	3,500,000	3,583,223	△83,223	
(3)都道府県会長会費	4,000,000	4,861,146	△861,146	
(4)ブロック会議費	3,000,000	4,040,696	△1,040,696	
(5)部会(委員会)費	3,000,000	4,448,017	△1,448,017	
(6)正副会長会費	450,000	23,563	426,437	
4. 学会設立準備費	2,000,000	860,401	1,139,599	
5. 基本財産繰入支出	2,000,000	860,401	1,139,599	
(1)基本財産繰入支出	0	0	0	
6. 固定資産取得支出	0	0	0	
(1)固定資産取得支出	0	0	0	
7. 予備費	0	—	0	
(1)予備費	0	—	0	
当期支出合計(C)	270,150,000	239,394,759	30,755,241	
当期収支差額(A)-(C)	0	△6,823,572	6,823,572	
次期繰越支差額(B)-(C)	△1,585,478	△8,409,050	6,823,572	

平成十四年度事業の状況

- 1 事業実施状況
 (1) 介護福祉士の職業倫理並びに専門的知識及び技術向上に関する事業

(1)生涯研修制度検討委員会
 当年度においては五回の研修会を開催し、生涯研修体系の骨子を作成した。

(2)ケアマネジメント研究委員会
 委員会を開催し、研究協議して文書によりまとめた。

(3)介護実習指導者マニュアル作成委員会
 委員会を開催し、研究協議して文書によりまとめた。

(4)初任者研修整備事業
 企画委員会で提出した。

(5)介護実習指導者マニュアル作成委員会
 委員会を開催し、研究協議して文書によりまとめた。

(6)介護実習指導者マニュアル作成委員会
 委員会を開催し、研究協議して文書によりまとめた。

(7)介護実習指導者マニュアル作成委員会
 委員会を開催し、研究協議して文書によりまとめた。

(8)介護実習指導者マニュアル作成委員会
 委員会を開催し、研究協議して文書によりまとめた。

(9)介護実習指導者マニュアル作成委員会
 委員会を開催し、研究協議して文書によりまとめた。

(10)介護実習指導者マニュアル作成委員会
 委員会を開催し、研究協議して文書によりまとめた。

(11)介護実習指導者マニュアル作成委員会
 委員会を開催し、研究協議して文書によりまとめた。

(12)介護実習指導者マニュアル作成委員会
 委員会を開催し、研究協議して文書によりまとめた。

(13)介護実習指導者マニュアル作成委員会
 委員会を開催し、研究協議して文書によりまとめた。

(14)介護実習指導者マニュアル作成委員会
 委員会を開催し、研究協議して文書によりまとめた。

(15)介護実習指導者マニュアル作成委員会
 委員会を開催し、研究協議して文書によりまとめた。

(16)介護実習指導者マニュアル作成委員会
 委員会を開催し、研究協議して文書によりまとめた。

(17)介護実習指導者マニュアル作成委員会
 委員会を開催し、研究協議して文書によりまとめた。

(18)介護実習指導者マニュアル作成委員会
 委員会を開催し、研究協議して文書によりまとめた。

(19)介護実習指導者マニュアル作成委員会
 委員会を開催し、研究協議して文書によりまとめた。

(20)介護実習指導者マニュアル作成委員会
 委員会を開催し、研究協議して文書によりまとめた。

(21)介護実習指導者マニュアル作成委員会
 委員会を開催し、研究協議して文書によりまとめた。

(22)介護実習指導者マニュアル作成委員会
 委員会を開催し、研究協議して文書によりまとめた。

(23)介護実習指導者マニュアル作成委員会
 委員会を開催し、研究協議して文書によりまとめた。

(24)介護実習指導者マニュアル作成委員会
 委員会を開催し、研究協議して文書によりまとめた。

(25)介護実習指導者マニュアル作成委員会
 委員会を開催し、研究協議して文書によりまとめた。

(26)介護実習指導者マニュアル作成委員会
 委員会を開催し、研究協議して文書によりまとめた。

(27)介護実習指導者マニュアル作成委員会
 委員会を開催し、研究協議して文書によりまとめた。

(28)介護実習指導者マニュアル作成委員会
 委員会を開催し、研究協議して文書によりまとめた。

(29)介護実習指導者マニュアル作成委員会
 委員会を開催し、研究協議して文書によりまとめた。

(30)介護実習指導者マニュアル作成委員会
 委員会を開催し、研究協議して文書によりまとめた。

(31)介護実習指導者マニュアル作成委員会
 委員会を開催し、研究協議して文書によりまとめた。

(32)介護実習指導者マニュアル作成委員会
 委員会を開催し、研究協議して文書によりまとめた。

(33)介護実習指導者マニュアル作成委員会
 委員会を開催し、研究協議して文書によりまとめた。

(34)介護実習指導者マニュアル作成委員会
 委員会を開催し、研究協議して文書によりまとめた。

(35)介護実習指導者マニュアル作成委員会
 委員会を開催し、研究協議して文書によりまとめた。</p

平成十五年度事業計画

一般会計収支予算書

平成15年4月1日から平成16年3月31日まで

(单位: 円)

科 目 大 中 科目	予 算 額	前年度予算額	差 異
1) 事業費	157,700,000	188,200,000	△30,500,000
(1)研修	25,200,000	25,500,000	△300,000
(2)研究	100,000	100,000	0
(3)調査研究	1,500,000	2,500,000	△1,000,000
(4)広報	13,800,000	14,000,000	△200,000
(5)組織	6,500,000	5,000,000	1,500,000
(6)専門研究	3,100,000	3,100,000	0
(7)事業	16,500,000	45,000,000	△28,500,000
(8)会員証作成費	1,000,000	3,000,000	△2,000,000
(9)支部活動費	90,000,000	90,000,000	0
2 . 管理費	59,800,000	60,000,000	△200,000
(1)人件費	38,300,000	38,000,000	300,000
(2)顧問料	1,500,000	2,000,000	△500,000
(3)事務所費	7,000,000	7,000,000	0
(4)通信運搬費	3,000,000	3,000,000	0
(5)事務費	8,000,000	8,000,000	0
(6)涉外費	1,000,000	1,000,000	0
(7)租税公課	1,000,000	1,000,000	0
3 . 会議費	22,950,000	18,950,000	4,000,000
(1)総会費	5,000,000	5,000,000	0
(2)理事会費	4,000,000	3,500,000	500,000
(3)都道府県会長会費	5,000,000	4,000,000	1,000,000
(4)ブロック会議費	4,500,000	3,000,000	1,500,000
(5)部会(委員会)費	4,000,000	3,000,000	1,000,000
(6)正副会長会費	450,000	450,000	0
4 . 学術研究活動費	2,000,000	2,000,000	0
(1)学術研究活動費	2,000,000	2,000,000	0
5 . 基本財産繰入支出	0	1,000,000	△1,000,000
(1)基本財産繰入支出	0	1,000,000	△1,000,000
6 . 固定資産取得支出	0	0	0
(1)固定資産取得支出	0	0	0
7 . 予備費	0	0	0
(1)予備費	0	0	0
当期支出合計 (C)	242,450,000	270,150,000	△27,700,000
当期収支差額 (A)-(C)	9,500,000	0	9,500,000
次期繰越収支差額 (B)-(C)	1,090,950	△1,585,478	2,676,428

「収入の部」

一般会計収支予算書

(单位: 田)

科 目 大・中科目	予 算 額	前年度予算額	差 異	備 考
1. 会費収入	217,000,000	217,000,000	0	
(1)入会金収入	35,000,000	35,000,000	0	
(2)年会費収入	180,000,000	180,000,000	0	
年会費収入	180,000,000	180,000,000	0	
過年度会費収入	0	0	0	
(3)賛助会費収入	2,000,000	2,000,000	0	
2. 事業収入	21,750,000	49,950,000	△28,200,000	
(1)研修会費収入	3,500,000	3,000,000	500,000	
(2)専門研究会費収入	0	750,000	△750,000	
(3)協賛金収入	1,500,000	1,000,000	500,000	
(4)講読料収入	250,000	200,000	50,000	
(5)手数料収入	15,000,000	10,000,000	5,000,000	
(6)委託料収入	1,500,000	35,000,000	△33,500,000	
郵政事業庁介護相談委託事業	0	35,000,000	△35,000,000	
第三者評価事業収入	1,500,000	0	1,500,000	
3. 補助金等収入	3,000,000	3,000,000	0	
(1)リーダー研修助成収入	3,000,000	3,000,000	0	財社会福祉振興・試験センター
(2)老人保健事業推進費収入	0	0	0	
(3)介護福祉士現況調査事業収入	0	0	0	
4. 寄付金収入	0	0	0	
(1)寄付金収入	0	0	0	
5. 雑収入	200,000	200,000	0	
(1)雑収入	200,000	200,000	0	
受取利息	100,000	100,000	0	
雑収入	100,000	100,000	0	
6. 基本財産取崩収入	10,000,000	0	10,000,000	
(1)基本財産取崩収入	10,000,000	0	10,000,000	
当期収入合計 (A)	251,950,000	270,150,000	△18,200,000	
前期繰越収支差額	△8,409,050	△1,585,478	△6,823,572	
収入合計 (B)	243,540,950	268,564,522	△25,023,572	

第10回全国研究大会開催要綱

- テーマ 「介護福祉士と自立支援」
～介護福祉士の専門性の確立と介護福祉学の構築を目指して～
 - 日程 10月24日(金)～25日(土)
 - 会場 全日空ホテルクレメント高松
(香川県高松市浜ノ町1番1号 (JR高松駅隣接))
 - 参加人数 1,000名
 - 研修内容
- 第1日 10月24日(金)
- 13:00～ 開会、主催者挨拶、来賓挨拶
 - 13:40～ 基調講演
厚生労働省社会・援護局局長 河村博江氏(予定)
 - 15:20～ 教育講演「介護福祉の医療知識」(仮題)
茨城県立医療大学教授・同付属病院院長 大田仁史氏
 - 17:00～ 報告
「介護事故と事故対策」～事故事例を踏まえて～
日本介護福祉士会福利厚生制度安心三重奏担当 笹沼靖弘氏
 - 18:00～ 懇親会(全日空ホテルクレメント高松 3階玉藻)
- 第2日 10月25日(土)
- 9:00～ 分科会
 - 《第1分科会》 痴呆介護とバリデーションについて
～現状認識から新たな方向性を目指して～
痴呆高齢者への人間の尊厳を守り、QOLの向上に向けて、痴呆高齢者の介護の専門性を追求する。
プレゼンター 篠崎人理氏(きのこ老人保健施設施設長)
コーディネーター 神宝誠子(川崎祐宣記念総合在宅支援センター副所長
社団法人日本介護福祉士会理事)
 - 《第2分科会》 自立支援に向けた介護の取り組みについて
～QOLの向上及び自立支援に向けた介護事例を通して
介護の専門性を考える～
利用者のQOLの向上及び自立支援に向けた実践事例を通じて介護福祉士の専門性を探求する。
プレゼンター 蛭江紀雄氏(広島文教女子大学教授)
コーディネーター 高柴広子(シルトピア油木主任介護福祉士、社団法人日本介護福祉士会広島県支部理事)
 - 《第3分科会》 障害者介護について
～障害者介護と支援費制度について～
障害各分野における介護の実践活動報告から専門性について考える。また、今年度より施行された障害者支援費制度の理解と介護福祉士の役割について考察する。
プレゼンター 坂本洋一氏(和洋女子大学家政学部生活環境学科教授
元厚生労働省社会・援護局傷害保健福祉部障害福祉専門官)
 - 《第4分科会》 介護福祉学の構築について
～教育現場及び実践現場から専門性の確立と介護福祉学の構築を目指す～
教育現場および実践現場の事例発表、活動報告から専門性の確立と新たな学問として「介護福祉学」の構築を目指す。
プレゼンター 井上千津子氏(金城大学副学長)
コーディネーター 因利恵(第一福祉大学人間社会福祉学部介護福祉学科助教授、社団法人日本介護福祉士会常任理事)
 - 12:00～ 昼食 ミニセミナー
「介護に役立つ小さなハイテク支援技術」
香川大学教育学部助教授・e-A T利用促進協会理事 中邑賢龍氏
 - 13:00～ 記念講演「介護福祉士の目指すもの」(仮題)
大阪大学人間科学部教授・元朝日新聞論説委員 大熊由紀子氏
 - 14:40～ シンポジウム「介護福祉士の将来像について」
～設立10周年を迎えて新たな出発を目指す～
シンポジスト 辻哲夫氏(厚生労働省大臣官房官房長)
江草安彦氏(社団法人介護福祉士養成施設協会会長)
田中雅子(社団法人日本介護福祉士会会长)
コーディネーター 栄木一三郎氏(上智大学教授)
 - 16:50～ 閉会
- ※介護に役立つ小さなハイテク機器展示のご案内
介護を受ける人が自ら能動的に生活することを補助する機器を中心に、会期中とおして展示を行います。

九州ブロック研修会開催要綱

- テーマ 「介護福祉士と自立支援」
～利用者の生活を支える介護福祉士の質の評価～
 - 日時 9月19日(金)～9月20日(土)
 - 場所 シェラトン・フェニックス・ゴルフリゾート(宮崎県宮崎市)
 - 参加定員 500名
 - 研修内容
- 基調講演「障害者支援費制度の現状」(仮) 講師 厚生労働省(予定)
記念講演「一つ一つの命の重さ」
講師 宮崎県立日南病院院长 柴田統一郎氏
6. 分科会
- | | |
|-------|--------------------------------------|
| 第1分科会 | 「利用者の満足を得るための専門職としての介護サービス」 |
| 第2分科会 | 「生活全体をとらえ、利用者のニーズを引き出すケアマネジメント」 |
| 第3分科会 | 「利用者の立場に立った『障害者支援費制度』の取り組み」 |
| 第4分科会 | 「生活を維持するための、介護現場医療の行為の現状」 |
| 第5分科会 | 「その人らしい生活を実現する、痴呆性高齢者のグループホームの取り組み」 |
| 第6分科会 | 「人材(後継者)の育成にどう取り組み、専門性としての倫理性を確保するか」 |
7. 参加費 会員 2,000円 一般 5,000円 学生 1,000円
8. 申し込み先 名鉄観光サービス株式会社宮崎支店(0985-26-1414)
- ※分科会の事例発表者を募集します。希望者は、7月2日(水)までに九州ブロック各県事務局まで、ご連絡ください。

第10回全国大会分科会で あなたの研究成果を発表してください！

<事例発表の申込方法>

- 事例発表の希望者は「事例発表申込書」に必要事項を記入し、事務局宛てに送付して下さい。
- 発表事例は全国大会の分科会テーマに関連する内容とします。開催要綱を参照のうえあるってご応募ください。
- 申込事例は本会で選考のうえ発表事例を決定し、通知します。
- 発表事例は抄録原稿を大会資料冊子に掲載し、分科会において決められた時間内で口頭発表していただきます。(発表、質疑応答合わせて10分程度)
- 事例発表者は予め申し出てスライド、ビデオ、OHP、パソコンプロジェクター等を使用することができます。

<抄録の提出>

- 抄録は必ずパソコンまたはワープロで作成し、フロッピーディスクの送付もしくはEメールによる提出とします。
- パソコンで作成する場合、文章はWord、表データはExcelで作成してください。(Mac版Office2001およびWindows版OfficeXPの方はOffice2000で読める形式をお願いいたします。)
- ワープロで作成する場合は、紙に印刷した抄録原稿とMS-DOS変換して保存したフロッピーを併せて提出してください。
- 原稿量はおむねA4用紙で4枚程度とします。

事例発表申込書

フリガナ			会員番号	所属支部名
氏名	(男・女)			
勤務先名		TEL		
住所	〒	FAX		
業種			メール	
自宅	〒	TEL		
		FAX		
		EMAIL		
連絡先	1. 勤務先	2. 自宅	どちらかに○をつけて下さい。	
テーマ および 副題			発表希望 分科会	
			1・2・3・4	
発表概要 内容				
使用機材	1. 使用しない 2. スライド 3. ビデオ 4. OHP 5. プロジェクター(パソコン要持込)			

□申込先: 社団法人日本介護福祉士会
〒105-0001 東京都港区虎ノ門1-21-13 西勘虎ノ門ビル3階
FAX: 03-3507-8810 E-mail: webmaster@jaccw.or.jp

□申込締切: 8月18日(月)(必着)

介護福祉士向け専門情報誌

季刊 介護福祉

発行回数(年4回/春・夏・秋・冬号)
購読料(年) 3,440円(送料含む)

財団法人 社会福祉振興・試験センター
〒150-0002 東京都渋谷区渋谷1丁目5番6号
SEMPoSビル Tel(03)3486-7511

専門性が支える介護福祉の充実のために

この資格に対する社会の期待も日増しに大きくなり、介護福祉士は、この期待に応えるべく、理念と資質の向上に努力することが責務であると考えます。この季刊介護福祉は介護について徹底した解説と具体的な介護行為を解説するほか、介護に関する最新情報を届けしております。夏号のテーマ(摂食障害)

購読申込みは、日本介護福祉士会事務局又は、各県介護福祉士会へお申込み下さい。

ニュース



The Japan Association of Certified Care Workers

Vol.57 8月15日号
平成15年(2003年)

社団法人 日本介護福祉士会



都道府県介護福祉士会長会の夜にはブロック会議が。(円内)

(日)の二日間、ウイリン
グ横浜(神奈川県横浜市)
において平成十五年度第一
回都道府県介護福祉士会会
長会議が開催された。
会議に先立ち、辻哲夫厚
生労働省大臣官房・官房長
より、「法制定十五周年、
介護福祉士の課題と展望に
ついて」と題する講演が行
われた。昨年度より、東京都の
経緯をエピソードを交え
ながら詳しくお話をしていた
福社サービス評価推進機構

介護サービスの 第三者評価事業 全国展開へ

厚生労働省が介護保険の
在宅・施設の全般の介護保
険サービス事業者に対し、
都道府県が指定した評価機
関から年一回、客観的な評
価を受けることを義務づけ
る制度を導入する、と伝え
られている。(七月二十九日
付け、日本経済新聞報道)
すでに日本介護福祉士会
は、平成十四年度に東京都
福社サービス評価推進機構
の認証を受け、第三者評価
事業に取り組んだところ
ある。十五年度においても
訪問介護事業者を指定介護
老人福祉施設、養護老人ホ
ームなどさまざまな福祉サ
ービス事業者の申し込みに
応じ、第三者評価事業を行
っている。東京都以外の道
府県においては、平成十七
年度から十八年度の本格実
施にむけて、介護サービス
第三者評価の取り組みがは
じまっている。

日本介護福祉士会設立10周年記念の全国大会に幅広い参加を

日本は昨年、ドイツ老人
介護従事者連盟を訪問し、
介護福祉サービスの共同研
究を始め、各種事業の国際
的連携を図ることを確認
したところであるが、アメリ
カやドイツの例に見るご
とく、専門職能団体が専
門職の視点をもって第三者
評価事業に取り組む意義は
大きいものがある。

日本介護福祉士会は、今
度事業方針に示したよう
に、介護福祉専門職の視点
に基づいた評価項目の策定

第1回都道府県介護福祉 士会会長会議を開催

七月五日(土)、六日

だいた。

また、田口政吉財團法人

社会福祉振興・試験センタ
ー登録部長からは「介護福
祉登録事業について」と

題して、介護福祉士の登録
状況について報告書を基に
説明を受けた。

引き続き、各委員会の進
捗状況及び今後の検討内容
について説明があった。ま
た、平成十五年度より実
施する第三者評価事業の取
組みについて説明があつ
た。昨年度より、東京都の
経緯をエピソードを交え
ながら詳しくお話をしていた
福社サービス評価推進機構

研修と交流に七百名 東海・北陸ブロック研修会開く

例年なく梅雨空の続
いた七月十九日(土)、二十
日(日)の両日、富山市国際

会議場と富山県民会館にお
いて、東海・北陸ブロック

研修会初日のオープニング

セミナーでは、スタンダードバイミー

ング

で、

ス

ト

ン

ス

ト

ン

ス

ト

ン

ス

ト

ン

ス

ト

ン

ス

ト

ン

ス

ト

ン

ス

ト

ン

ス

ト

ン

ス

ト

ン

ス

ト

ン

ス

ト

ン

ス

ト

ン

ス

ト

ン

ス

ト

ン

ス

ト

ン

ス

ト

ン

ス

ト

ン

ス

ト

ン

ス

ト

ン

ス

ト

ン

ス

ト

ン

ス

ト

ン

ス

ト

ン

ス

ト

ン

ス

ト

ン

ス

ト

ン

ス

ト

ン

ス

ト

ン

ス

ト

ン

ス

ト

ン

ス

ト

ン

ス

ト

ン

ス

ト

ン

ス

ト

ン

ス

ト

ン

ス

ト

ン

ス

ト

ン

ス

ト

ン

ス

ト

ン

ス

ト

ン

ス

ト

ン

ス

ト

ン

ス

ト

ン

ス

ト

ン

ス

ト

ン

ス

ト

ン

ス

ト

ン

ス

ト

ン

ス

ト

ン

ス

ト

ン

ス

ト

ン

ス

ト

ン

ス

1 高齢者介護研究会
高齢者介護研究会(座長:堀田力さわやか福祉財團理事長)は、平成十六年度末を終期とする「ゴールドプラン21」後の新たなプランの策定的方向性、中長期的な介護保険制度の課題や高齢者介護のあり方について検討するため、厚生労働省老健局長の私的研究会として平成十五年三月に設置された。以来、外部専門家の意見も聞きながら、一回の会議により検討を重ね、六月二十六日に「二〇一五年の高齢者介護」と題する報告書をとりまとめた。

報告書は、介護保険制度の見直しをはじめ今後の高齢者介護施策の重要な検討素材を提供するものである。本稿において、この報告書の概要を紹介したい。

2 基本的考え方
報告書は、「二〇一五年の高齢者介護」と題し、介護保険制度施行後三年間の実施状況を踏まえて課題を整理し、戦後の第一次ベビーブーム世代が高齢者になりきる姿を描いている。基本的考え方を支えるケアの確立に向けて、「あるべき高齢者介護制度」を解決して実現すべき、「あるべき高齢社会においては、高齢者が尊厳をもつて暮らすこと」を確保することが最も重要であり、高齢者が介護が必要とする状態になつても、その人らしい生

3 見えてきた課題
介護保険制度施行後の三年間に介護サービスの利用者数は大きく伸び、その提供体制も充実をみている。その中で、要介護認定者の増加・軽度の者の増加、在宅サービスの脆弱性、新たな介護サービスの動き、痴呆性高齢者の顕在化等の新たな課題が見えてきていた。

報告書は、こうした現状及び課題を踏まえ、「高齢者の尊厳を支えるケア」の実現に向けて講ずるべき方策として、次の四点を取り上げている。

① 介護予防・リハビリテーションの充実
② 生活の継続性を維持するための、新しい介護サービス体系の確立
③ 痴呆性高齢者ケアを基にした新しいケアモデルの確立
④ サービスの質の確保と向上

4 具体の方策
まず、在宅での生活を継続していくためには、在宅二十四時間の安心の確立を提言している。

5 持続可能性
地域包括ケアシステムの確立
在宅で365日・24時間の安心を提供する
・切れ目のない在宅サービスの提供(小規模多機能サービス拠点の整備)
新しい「住まい」
・自宅、施設以外の多様な「住まい方」の実現
高齢者の在宅生活を支える施設の新たな役割
・施設機能の地域展開、ユニットケアの普及、施設の機能の再整理

6 具体化に向けて
報告書は、以上のように多岐にわたる指摘・提言を行っているが、これを検討素材として、介護保険制度の見直しやゴールドプラン21後の新たなプランの策定の中で、どう施策として具化していくかが今後の大きな課題である。社会保障審議会介護保険部会等の場において議論をしていただけた検討を進めていきた

高齢者介護研究会について

老厚生労働省

ターザの役割の再検討と機能の強化が求められるとしている。

(3) 新しいケアモデルの確立

要介護高齢者のほぼ半数、施設入所者の八割が、

より重複の要介護高齢者を受け入れて適切なケアを提供するという機能が重要になっていくことなどを

うに整備していくことが必要であるとしている。

「新しい介護サービス体系の確立」の最後には、以上のような介護サービス体系構築に加えて、個々の高齢者の状況やその変化に応じて、介護サービスを中心とした地域における医療のリハビリテーションと介護のリハビリ

一体的に提供される必要があるとしている。

一方、施設については、

その機能を地域の重要な資源として捉えて地域に展開していくことを提言するほか、入所者一人一人の個性と生活のリズムを尊重した介護(個別ケア)が求められ、ユニットケアが普及し

て、利用者の立場に立った

公正なケアマネジメントの実施、ボランティア、NPO等も活用した選択の支援、成年後見制度による意

思決定の補完などを求めてい。個々の要介護高齢者

の状況に的確に応じた効果的なケアの提供、選択を可能にする「ケアの標準化」も必要であるとしている。

また、競争による淘汰が十分に行われていない現状においては、効率的な査察の仕組みなど効率的な事業者を市場から排除していくための仕組みも必要であると

していことがある不可欠である」として、制度の持続可能なケアの提供、選択を可能にする「ケアの標準化」も必要であるとしている。

5 持続可能性

報告書は、以上のよう

に、介護サービスを支える人材の資質の確保・向上は重要な課題であると指摘している。

高齢者自らが介護サービスを選択するようにするために、外部評価などサービスの質が評価され、その質の水準も高度化していく傾向あり、これまで以上に、介護サービスを支える人材の資質の確保・向上

量が増加し、ユニットケアの普及などにより介護サービスを担う人材に求められ

る高齢者介護のあり方に向けた検討するため、厚生労働省老健局長の私的研究会として平成十五年三月に設置された。以来、外部専門家の意見も聞きながら、一回の会議により検討を重ね、六月二十六日に「二〇一五年の高齢者介護」と題する報告書をとりまとめた。

報告書は、こうした現状及び課題を踏まえ、「高齢者の尊厳を支えるケア」の実現に向けて講ずるべき方策として、次の四点を取り上げている。

① 介護予防・リハビリテーションの充実
② 生活の継続性を維持するための、新しい介護サービス体系の確立
③ 痴呆性高齢者ケアを基にした新しいケアモデルの確立
④ サービスの質の確保と向上

6 具体化に向けて
報告書は、以上のように多岐にわたる指摘・提言を行っているが、これを検討素材として、介護保険制度の見直しやゴールドプラン21後の新たなプランの策定の中で、どう施策として具化していくかが今後の大きな課題である。社会保障審議会介護保険部会等の場において議論をしていただけた検討を進めていきた

くことなどが不可欠である」として、制度の持続可能なケアの提供、選択を可能にする「ケアの標準化」も必要であるとしている。

また、競争による淘汰が十分に行われていない現状においては、効率的な査察の仕組みなど効率的な事業者を市場から排除していくための仕組みも必要であると

していことがある不可欠である」として、制度の持続可能なケアの提供、選択を可能にする「ケアの標準化」も必要であるとしている。

5 持続可能性

報告書は、以上のよう

に、介護サービスを支える人材の資質の確保・向上は重要な課題であると指摘している。

高齢者自らが介護サービスを選択するようにするために、外部評価などサービスの質が評価され、その質の水準も高度化していく傾向あり、これまで以上に、介護サービスを支える人材の資質の確保・向上

量が増加し、ユニットケアの普及などにより介護サービスを担う人材に求められ

る高齢者介護のあり方に向けた検討するため、厚生労働省老健局長の私的研究会として平成十五年三月に設置された。以来、外部専門家の意見も聞きながら、一回の会議により検討を重ね、六月二十六日に「二〇一五年の高齢者介護」と題する報告書をとりまとめた。

報告書は、こうした現状及び課題を踏まえ、「高齢者の尊厳を支えるケア」の実現に向けて講ずるべき方策として、次の四点を取り上げている。

① 介護予防・リハビリテーションの充実
② 生活の継続性を維持するための、新しい介護サービス体系の確立
③ 痴呆性高齢者ケアを基にした新しいケアモデルの確立
④ サービスの質の確保と向上

6 具体化に向けて
報告書は、以上のように多岐にわたる指摘・提言を行っているが、これを検討素材として、介護保険制度の見直しやゴールドプラン21後の新たなプランの策定の中で、どう施策として具化していくかが今後の大きな課題である。社会保障審議会介護保険部会等の場において議論をしていただけた検討を進めていきた

くことなどが不可欠である」として、制度の持続可能なケアの提供、選択を可能にする「ケアの標準化」も必要であるとしている。

また、競争による淘汰が十分に行われていない現状においては、効率的な査察の仕組みなど効率的な事業者を市場から排除していくための仕組みも必要であると

していことがある不可欠である」として、制度の持続可能なケアの提供、選択を可能にする「ケアの標準化」も必要であるとしている。

5 持続可能性

報告書は、以上のよう

に、介護サービスを支える人材の資質の確保・向上は重要な課題であると指摘している。

高齢者自らが介護サービスを選択するようにするために、外部評価などサービスの質が評価され、その質の水準も高度化していく傾向あり、これまで以上に、介護サービスを支える人材の資質の確保・向上

量が増加し、ユニットケアの普及などにより介護サービスを担う人材に求められ

る高齢者介護のあり方に向けた検討するため、厚生労働省老健局長の私的研究会として平成十五年三月に設置された。以来、外部専門家の意見も聞きながら、一回の会議により検討を重ね、六月二十六日に「二〇一五年の高齢者介護」と題する報告書をとりまとめた。

報告書は、こうした現状及び課題を踏まえ、「高齢者の尊厳を支えるケア」の実現に向けて講ずるべき方策として、次の四点を取り上げている。

① 介護予防・リハビリテーションの充実
② 生活の継続性を維持するための、新しい介護サービス体系の確立
③ 痴呆性高齢者ケアを基にした新しいケアモデルの確立
④ サービスの質の確保と向上

6 具体化に向けて
報告書は、以上のように多岐にわたる指摘・提言を行っているが、これを検討素材として、介護保険制度の見直しやゴールドプラン21後の新たなプランの策定の中で、どう施策として具化していくかが今後の大きな課題である。社会保障審議会介護保険部会等の場において議論をしていただけた検討を進めていきた

くことなどが不可欠である」として、制度の持続可能なケアの提供、選択を可能にする「ケアの標準化」も必要であるとしている。

また、競争による淘汰が十分に行われていない現状においては、効率的な査察の仕組みなど効率的な事業者を市場から排除していくための仕組みも必要であると

していことがある不可欠である」として、制度の持続可能なケアの提供、選択を可能にする「ケアの標準化」も必要であるとしている。

5 持続可能性

報告書は、以上のよう

に、介護サービスを支える人材の資質の確保・向上は重要な課題であると指摘している。

高齢者自らが介護サービスを選択するようにするために、外部評価などサービスの質が評価され、その質の水準も高度化していく傾向あり、これまで以上に、介護サービスを支える人材の資質の確保・向上

量が増加し、ユニットケアの普及などにより介護サービスを担う人材に求められ

る高齢者介護のあり方に向けた検討するため、厚生労働省老健局長の私的研究会として平成十五年三月に設置された。以来、外部専門家の意見も聞きながら、一回の会議により検討を重ね、六月二十六日に「二〇一五年の高齢者介護」と題する報告書をとりまとめた。

報告書は、こうした現状及び課題を踏まえ、「高齢者の尊厳を支えるケア」の実現に向けて講ずるべき方策として、次の四点を取り上げている。

① 介護予防・リハビリテーションの充実
② 生活の継続性を維持するための、新しい介護サービス体系の確立
③ 痴呆性高齢者ケアを基にした新しいケアモデルの確立
④ サービスの質の確保と向上

6 具体化に向けて
報告書は、以上のように多岐にわたる指摘・提言を行っているが、これを検討素材として、介護保険制度の見直しやゴールドプラン21後の新たなプランの策定の中で、どう施策として具化していくかが今後の大きな課題である。社会保障審議会介護保険部会等の場において議論をしていただけた検討を進めていきた

くことなどが不可欠である」として、制度の持続可能なケアの提供、選択を可能にする「ケアの標準化」も必要であるとしている。

また、競争による淘汰が十分に行われていない現状においては、効率的な査察の仕組みなど効率的な事業者を市場から排除していくための仕組みも必要であると

していことがある不可欠である」として、制度の持続可能なケアの提供、選択を可能にする「ケアの標準化」も必要であるとしている。

5 持続可能性

報告書は、以上のよう

に、介護サービスを支える人材の資質の確保・向上は重要な課題であると指摘している。

高齢者自らが介護サービスを選択するようにするために、外部評価などサービスの質が評価され、その質の水準も高度化していく傾向あり、これまで以上に、介護サービスを支える人材の資質の確保・向上

量が増加し、ユニットケアの普及などにより介護サービスを担う人材に求められ

る高齢者介護のあり方に向けた検討するため、厚生労働省老健局長の私的研究会として平成十五年三月に設置された。以来、外部専門家の意見も聞きながら、一回の会議により検討を重ね、六月二十六日に「二〇一五年の高齢者介護」と題する報告書をとりまとめた。

報告書は、こうした現状及び課題を踏まえ、「高齢者の尊厳を支えるケア」の実現に向けて講ずるべき方策として、次の四点を取り上げている。

① 介護予防・リハビリテーションの充実
② 生活の継続性を維持するための、新しい介護サービス体系の確立
③ 痴呆性高齢者ケアを基にした新しいケアモデルの確立
④ サービスの質の確保と向上

6 具体化に向けて
報告書は、以上のように多岐にわたる指摘・提言を行っているが、これを検討素材として、介護保険制度の見直しやゴールドプラン21後の新たなプランの策定の中で、どう施策として具化していくかが今後の大きな課題である。社会保障審議会介護保険部会等の場において議論をしていただけた検討を進めていきた

くことなどが不可欠である」として、制度の持続可能なケアの提供、選択を可能にする「ケアの標準化」も必要であるとしている。

また、競争による淘汰が十分に行われていない現状においては、効率的な査察の仕組みなど効率的な事業者を市場から排除していくための仕組みも必要であると

していことがある不可欠である」として、制度の持続可能なケアの提供、選択を可能にする「ケアの標準化」も必要であるとしている。

5 持続可能性

報告書は、以上のよう

に、介護サービスを支える人材の資質の確保・向上は重要な課題であると指摘している。

高齢者自らが介護サービスを選択するようにするために、外部評価などサービスの質が評価され、その質の水準も高度化していく傾向あり、これまで以上に、介護サービスを支える人材の資質の確保・向上

量が増加し、ユニットケアの普及などにより介護サービスを担う人材に求められ

る高齢者介護のあり方に向けた検討するため、厚生労働省老健局長の私的研究会として平成十五年三月に設置された。以来、外部専門家の意見も聞きながら、一回の会議により検討を重ね、六月二十六日に「二〇一五年の高齢者介護」と題する報告書をとりまとめた。

報告書は、こうした現状及び課題を踏まえ、「高齢者の尊厳を支えるケア」の実現に向けて講ずるべき方策として、次の四点を取り上げている。

① 介護予防・リハビリテーションの充実
② 生活の継続性を維持するための、新しい介護サービス体系の確立
③ 痴呆性高齢者ケアを基にした新しいケアモデルの確立
④ サービスの質の確保と向上

6 具体化に向けて
報告書は、以上のように多岐にわたる指摘・提言を行っているが、これを検討素材として、介護保険制度の見直しやゴールドプラン21後の新たなプランの策定の中で、どう施策として具化していくかが今後の大きな課題である。社会保障審議会介護保険部会等の場において議論をしていただけた検討を進めていきた

くことなどが不可欠である」として、制度の持続可能なケアの提供

近畿ブロック研修会開催要綱

- テーマ 「介護福祉士と自立支援」
～21世紀・介護の質の向上を目指して（さらなる前進のために）～
- 日 時 11月15日(土) 9:30～16:30
- 会 場 グランキューブ大阪(大阪国際会議場) 10F
〒530-0005大阪市北区中之島5丁目3番51号
TEL 06-4803-5555(代表) FAX 06-4803-5620
- プログラム

9:00	開場
9:30～	主催者挨拶・来賓挨拶
10:00～	厚生労働省「未定」
11:10～	「医療現場からみた介護福祉士への提言」 大阪警察病院事務局長 岡崎幹夫氏
13:30～	お楽しみゲスト
14:00～	シンポジウム 「21世紀の介護サービスの質の向上を目指して」 ～さらなる前進のために～
・シンポジスト	
岩田克夫氏(社会福祉法人聖徳会会長)	
青木佳史氏(きづがわ共同法律事務所、大阪弁護士会障害者総合支援センター副委員長、弁護士)	
大国美智子氏(元大阪府立大学教授、医学博士、大阪後見支援センター一所長、大阪社会福祉研修センター一所長)	
岡本千秋氏(社会福祉法人キリスト教ミード社会館理事長、社会学博士)	
田村満子氏(有限会社たむらソーシャルネット代表取締役社長)	
・コーディネーター	
濱田和則氏(特別養護老人ホーム ナーシングホーム智鳥施設長)	
16:00～	次期開催支部長挨拶、アンケート提出
16:40	閉会
- 参加人員 約200名
- 参加費 会員 3,000円 学生 1,000円 一般 5,000円
- 申し込み・問い合わせ 大阪府介護福祉士会
TEL 06-6766-3633 FAX 06-6766-3632

●新事務局員
七月から事務局でお世話になりました

本会では、平成十五年度の年会費納入につきまして、ご指定の口座からの振替を事前にお知らせいたしました。日程により、八月二十六日(火)、九月二十六日(金)に実施させていただきたくてご案内申し上げます。つきましては、前日までに口座にご入金をお願い申し上げます。

八・九月分の口座振替については、前回までに何らかの事情により振替不可となつた方も含め、全ての振替実施支部において行われます。また、継続会員・新規会員・今年、養成施設を卒業された場合の新規会員などでも金額が違いますので、詳しくは日本介護福祉士会事務局までお問い合わせ下さい。

(提出)期間 平成十五年八月二日(水)～九月二日(金)(消印有効)ままであります。

◆訂正◆

正しくは左記のとおりであります。お詫びして訂正いたしました。

ニュース56号一面の「第十六回介護福祉士国家試験概要」の記事中、受験申込先の受付期間のところでは一部誤りがあります。くわしくお読みください。

専門性向上研修会開催要綱

- テーマ キネステティクから学ぶ介護技術
※キネステティクとは新しい体位変換法であり、「体位変換の革命」とまでいわれています。フランク・ハッチ(心理学者、モダンアンサー)、レニー・マイエッタ(心理療法士)という2人のアメリカ人が、重度障害児とのコミュニケーションのためにつくりあげたこの技術はヨーロッパで広がり、スイスの看護師が看護にも取り入れ、その後ヨーロッパ全体の看護の技術として定着しています。現在では、ドイツの看護学校の90%はこの方法で体位変換を教えています。
- 日 時 9月7日(日) 10:00～20:00
- 会 場 札幌市医師会館5階ホール
札幌市中央区大通西19丁目1 TEL.011-611-4181
- プログラム

9:50～	開講式・オリエンテーション
10:00～	研修1 講演「キネステティク理論」 澤口裕二氏(市立別総合病院総合診療科診療部長)
13:00～	研修2 介護技術実技 澤口裕二氏(市立別総合病院総合診療科診療部長)他
- 参加形態 パターン1 研修1のみ(12:00終了)
パターン2 全日(20:00終了)
- 定員 パターン1 40名 パターン2 30名
- 参加費 パターン1 会員 5,000円 会員外 8,000円
パターン2 会員 10,000円 会員外 20,000円
- 申し込み・問い合わせ 日本介護福祉士会事務局
TEL 03-3507-0784 FAX 03-3507-8810
※パターン1の参加については当初、研修2の見学が含まれておりましたが、研修1のみの参加となります。ご了承ください。

施設実習指導者と実習指導教員のための研修会

- 日 時 9月2日(火) 13:30～3日(水) 15:00
- 会 場 ラッセホール(兵庫県神戸市中央区中山手通4-10-8)
- 定員 100名
- プログラム

9月2日(火)	13:30～14:00 開講式・オリエンテーション 因 利恵氏(第一福祉大学人間社会福祉学部助教授)
14:00～15:00 介護福祉士教育をめぐる動向と課題 厚生労働省(調整中)	
15:10～16:10 受入れに関する課題とリスクマネジメント 濱田和則氏(社会福祉法人門真晋栄福祉社会ナーシングホーム智鳥施設長)	
16:20～17:20 段階別介護実習目的の理解 石橋真二氏(旭川庄厚生専門学院介護福祉科科長)	
- 9月3日(水)

9:00～10:20 施設及び在宅実習オリエンテーションの持ち方 因 利恵氏(第一福祉大学人間社会福祉学部助教授) 実習指導者及び実習指導教員の学生との面接技法 石橋真二氏(旭川庄厚生専門学院介護福祉科科長)
10:30～11:30 実習記録指導の視点及び介護実習評価の実際 (技術、その他) 井原慶子氏(社会福祉法人聖徳会企画室)
12:30～15:00 「実習指導をより効果的に実践するためには」 グループに分けて討議 まとめ、発表、記録提出 因 利恵氏(第一福祉大学人間社会福祉学部助教授) 井原慶子氏(社会福祉法人聖徳会企画室)
- 15:10～ 閉講式
- 参加費 会員 5,000円 一般 20,000円(資料・昼食代含む)
宿泊(1泊朝食付) 9,000円 神戸ワシントンプラザホテル
- 申し込み・問い合わせ 日本介護福祉士会事務局
TEL 03-3507-0784 FAX 03-3507-8810

介護福祉士向け専門情報誌

季刊 介護福祉

発行回数(年4回／春・夏・秋・冬号)
購読料(年) 3,440円(送料含む)

財団法人 社会福祉振興・試験センター
〒150-0002東京都渋谷区渋谷1丁目5番6号
SEMPOSビル Tel(03)3486-7511

専門性が支える介護福祉の充実のために

この資格に対する社会の期待も大きくなり、介護福祉士は、この期待に応えるべく、理念と資質の向上に努力することが責務であると考えます。この季刊介護福祉は介護について徹底した解説と具体的な介護行為を解説するほか、介護に関する最新情報を届けております。秋号のテーマ(移動の介助)

購読申込みは、日本介護福祉士会事務局又は、各県介護福祉士会へお申込み下さい。

ニュース

The Japan Association of Certified Care Workers

Vol.58 10月15日号

平成15年(2003年)

社団法人 日本介護福祉士会

初の全国選出理事選挙実施へ

役員候補者選出に関する公示

平成15年10月15日
社団法人日本介護福祉士会
選挙管理委員会

以下のとおり、社団法人日本介護福祉士会の役員候補者選出を行いますので公示します。

1. 選出する役員候補者の構成および人数

正会員理事 19人

(内訳)

- (1) ブロック選出理事 6人 (下記6ブロック各1人)
北海道・東北・関東・甲信越、東海・北陸、近畿、中国・四国、九州
- (2) 全国選出理事 13人

1. 選出する役員の任期

平成16年5月の通常総会から平成18年の通常総会まで

1. 選出時期および選出方法

(1) ブロック選出理事

平成15年10月16日から11月20日

ブロック内支部会長により構成するブロック選考委員会の合議によって選出する。

(2) 全国選出理事

平成16年1月30日

全国選出理事立候補者に対する代議員の郵送による投票により、票数上位13人を当選者とし選出する。

1. 全国選出理事立候補の受付

<立候補受付期間>

平成15年11月4日(火)から12月3日(水)

郵送によることとし、締切日の消印を有効とする。

<受付先>

〒105-0001 東京都港区虎ノ門1-22-13 西勘虎ノ門ビル3階

社団法人日本介護福祉士会選挙管理委員会

1. 立候補者の要件

- ①立候補者は、正会員でなければならない。
- ②立候補者は、正会員20人による推薦がなければならない。

1. 立候補の方法

立候補は、別記様式「社団法人日本介護福祉士会役員立候補届」および「社団法人日本介護福祉士会役員立候補者推薦書」(20人分)を併せて郵送により提出する。

1. 禁止事項

- ①ブロック選出理事は全国選出理事に立候補することはできない。
- ②推薦者は同時に複数の立候補者を推薦することはできない。
- ③推薦者は立候補できない。
- ④選挙管理委員は立候補できない。また、立候補者を推薦できない。
- ⑤代議員は立候補できない。立候補する場合は代議員を辞任しなければならない。

※補足

- ①選挙管理委員会は、役員選出にかかる事務すべてを管理します。
- ②「立候補届出用紙」および「推薦書」等の手続書類は、請求により本会事務局より送付いたします。また、本会ホームページからもダウンロード(PDF書類)が可能です。
- ③立候補者名簿は、12月15日に本会ニュースを通じて公示します。
- ④正会員以外の理事候補者および監事候補者は、規定により15年度の理事会において選出します。
- ⑤選挙管理委員会は、役員候補者名簿(正会員以外の理事、ブロック選出理事、全国選出理事、監事各候補者の名簿)を整え、平成16年度通常総会に提出します。総会において役員の選任(承認)を行います。
- ⑥総会において役員の承認が得られ、正式に理事に就任した後理事会を開催して、予め「役職選考会」で内定した候補者を役職者に決定します。

選挙制度検討委員会委員

ブロック	氏名	役職
北海道・東北	安田 勇三	委員
関東・甲信越	宮崎 則男	委員
東海・北陸	山内美智子	委員
近畿	本多 正子	委員長
中国・四国	三橋 一久	委員
九州	松隈 直美	委員
	須賀 淳治	オブザーバー

選挙管理委員会委員

ブロック	氏名	役職
北海道・東北	岡田 稔	委員長
関東・甲信越	宮崎 則男	委員
東海・北陸	舟田 伸司	委員
近畿	森岡 光子	委員
中国・四国	池上美智子	委員
九州	杉本 幸子	委員

理事は全国選出理事とブロック選出理事により構成されます。全国選出理事は代議員の投票による選挙で行われます。全国選出理事に立候補される方は、公示に基づき手続きください。

立候補受付期間は十一月四日から十二月三日(当日消印有効)までです。立候補届出に必要な「届出用紙」と「推薦書」は本会事務局宛に請求して下さい。

通常総会で承認され、正式に理事となります。会長は全国選出理

十月十五日、本会の次期役員候補者の選出についての公示がなされました。役員選出スケジュールは別表のとおりです。

このように選出された理事は、平成十六年度に開催される「役員選考会」の合議で選出されます。

その結果、今年度通常総会において「役員(理事および監事)選出規則」およ

び「役職者互選規程」が成立しました。さらに引き続き来年度の改選実施に向けて「選挙管理制度検討委員会の提案を受け、理事会で審議しました。

会の提議を受け、理事会で審議しました。

細則」を選挙管理制度検討委員会の提議を受け、理事会で審議しました。

投票用紙交付(代議員宛直接郵送)投票受付開始投票受付締切(1/30消印有効)

開票、当選者の決定、選挙記録作成、役職者互選手続内容確認、公示内容確認選挙結果・役職者互選公示(日介ニュースvol.60 2/15日号、ホームページ)

正会員以外の理事および監事選考、正会員理事予定者の確認

理事予定者名簿作成、役職者互選手続

の確認、公示内容の確認

役職選考会開催公示(日介ニュースvol.61 4/15日号、ホームページ)

第1回理事会

役職者の互選を実施

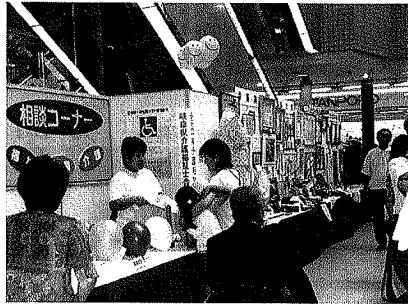
役員および役職者の選任

11月4日から立候補受付

公平・公開性を確保し告示される

役員選出スケジュール(予定)

日程	会議等	選挙関連業務等
10/14	選挙管理委員会	委員長選出、選挙実施内容確認、公示内容確認
10/15		正会員理事選出公示(日介ニュースvol.58 10/15日号、ホームページ)
10/16～11/19	ブロック選考委員会	全国選出理事立候補受付開始
11/4		ブロック選出理事推薦書提出締切
11/20		全国選出理事立候補受付締切(12/3消印有効)
12/3	選挙管理委員会	立候補届書類等審査、立候補者名簿作成
12/12		ブロック選出理事推薦書類審査
12/15		立候補者およびブロック選出理事名簿公示(日介ニュースvol.59 12/15日号、ホームページ)
12/中旬		投票用紙交付(代議員宛直接郵送)
1/15		投票受付開始
1/30		投票受付締切(1/30消印有効)
2/上旬	選挙管理委員会	開票、当選者の決定、選挙記録作成、役職者互選手続内容確認、公示内容確認
2/15	理事会	選挙結果・役職者互選公示(日介ニュースvol.60 2/15日号、ホームページ)
3/20		正会員以外の理事および監事選考、正会員理事予定者の確認
4/上旬	選挙管理委員会	理事予定者名簿作成、役職者互選手続の確認、公示内容の確認
4/15		役職選考会開催公示(日介ニュースvol.61 4/15日号、ホームページ)
4/～4/中旬	役職選考会	第1回理事会
5/22	通常総会	役職者の互選を実施
		役員および役職者の選任



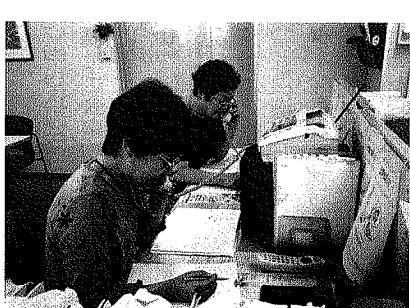
多くの訪問があった岐阜県



島根県はフリーダイヤル電話相談



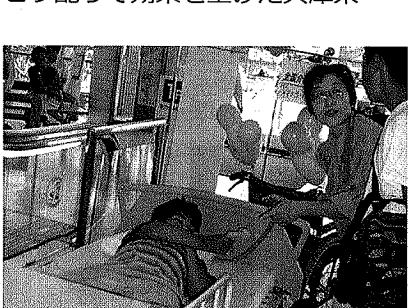
栃木県は9月15日に実施した



福岡県は電話相談に2人で対応



兵庫県はピラ配りで効果を上げた



新潟県は子供たちの高齢者疑似体験

今年も全国各地で介護相談の行事が行われた。各地の模様を紹介しよう。

◇宮城県 九月七日(日)

岩沼市社会福祉協議会の協力で、今年で2年目になる。

介護福祉士会の活動内容についての質問や、NPO法人の管理者からは、資格の取得方法や、消費料についての相談があつた。

とする一人ひとりのかけがいのない人生、尊厳ある生活を支える専門職として介護を実践することが必要であると田中会長が挨拶。また、基調講演では、厚生労働省振興課成松課長補佐が、制定後三年を経过了介護保険制度を総括。サ

記念講演を行った。開会式では、介護が必要とする一人ひとりのかけがいのない人生、尊厳ある生活を支える専門職として介護を実践することが必要であると田中会長が挨拶。また、基調講演では、厚生労働省振興課成松課長補佐が、制定後三年を経过了介護保険制度を総括。サ

香保温泉「ホテル木暮」で第10回関東・甲信越ブロック研修会が開催され、四百六十八名が参加した。今年度のメインテーマは、「介護福祉士と自立支援・生活にうるおいを」。研修会一日目の二十三日は、開会式後、基調講演、

関東・甲信越ブロック研修会 毒蝮氏の講演に笑いの連続

八月二十三日(土)、伊

八月二十三日(土)、伊

香保温泉「ホテル木暮」で

第10回関東・甲信越ブロック

研修会が開催され、四百

六十八名が参加した。

今年度のメインテーマ

は、「介護福祉士と自立支

援・生活にうるおいを」。

研修会一日目の二十三日

は、開会式後、基調講演、

記念講演を行った。

開会式では、介護を必要

とする一人ひとりのかけが

いのない人生、尊厳ある生

活を支える専門職として

介護を実践することが必要

であると田中会長が挨拶。

また、基調講演では、厚

生労働省振興課成松課長補

佐が、制定後三年を経过了介護保険制度を総括。サ

社士に求められる資質などについて講演した。

石井伊吉(毒蝮三太夫)

氏の記念講演は、「まむし流高齢化社会を考える」。

研修会式後、基調講演、

記念講演を行った。

開会式では、介護を必要

とする一人ひとりのかけが

いのない人生、尊厳ある生

活を支える専門職として

介護を実践することが必要

であると田中会長が挨拶。

また、基調講演では、厚

生労働省振興課成松課長補

佐が、制定後三年を経过了介護保険制度を総括。サ

の経過、これからの介護福

祉の現状と厚生労働省に

おける介護報酬見直し議論

の経過、これからの介護福

ニュース

The Japan Association of Certified Care Workers

Vol.59 12月15日号
平成15年(2003年)

社団法人 日本介護福祉士会

日本介護学会は、来年三月の設立を目指して準備を進めていく。学会の名称は「日本介護学会」といって、その設立趣意書が決まりました。[別掲]

日本介護学会 設立趣意書決まる

論文応募は1月まで延長

日本介護学会は、介護福祉制度発足十五周年目にあたる事業として、日本介護福祉士会平成十五年度総会において設立が決議されました。

三十五万人余の介護福祉士は日々の実践を通して、介護福祉の向上に取り組んでいます。しかし、介護に対する社会の要請は、「2015年の高齢者介護」に現れているように、高齢者の尊厳を支えるケアの確立に向けて急速に変化してきています。介護福祉の専門的知識・技術という資質の向上に努めることが一層大切です。

学会の設立は、これまでに及ぶ全国大会等で積み上げてきた事例研究発表や活動報告を介護福祉のものである。

備が進められることになります。

なお、十二月末までとなるといた論文募集期間は来年一月末まで延長されたので、より多くの方の積極的な実践成果の発表が期待されます。

日本介護学会設立趣意書

平成15年12月吉日

介護福祉士制度が創設されて、すでに15年が経過し、介護福祉士資格取得者は35万人を超えるようになりました。しかしながら、介護福祉の裏付けとなる科学としての介護福祉学の構築は今だ未熟と言わざるを得ないのが現状です。

介護福祉学の確立のためには実践・教育・研究の3分野での共同研究と発展が重要となります。社団法人日本介護福祉士会は平成6年設立以来、職能団体の使命として介護福祉士の資質の向上及び社会的評価の向上を目指し、さまざまな活動に取り組んできました。

なかでも、私たちは自らが専門的知識・技術の向上に努め、実践的研究により資質の向上を図ることが重要であるということから「介護福祉士と自立支援」をテーマに、実践現場の事例研究発表、活動報告から介護福祉の専門性の確立と介護福祉学の構築を目指してきました。

今後さらに、介護福祉の第一線における実践を踏まえつつ、介護福祉にかかる幅広い人材の英知を結集し、介護福祉を理論化、体系化していくことが重要であると考えます。

私たちは介護福祉にかかる学際的な研究を推進し、介護福祉の専門的な技術、知識の向上を図り、介護を必要とするすべての人々の尊厳ある人生を支え、豊かな福祉社会の構築に寄与するとともに、実践に根ざした介護福祉研究の支援を通して、介護福祉の学术研究の振興に努めることを目的とする「日本介護学会」を設立します。

「日本介護学会」は介護福祉の実践分野において援助に携わる介護福祉士をはじめ、介護福祉教育及び、福祉・保健・医療領域において介護福祉研究に携わる方、また介護福祉士を目指す学生等多くの皆様のご参加をいただきながらともに介護福祉学の構築を目指すものです。

すべての介護福祉士および介護福祉にかかる関係者・関係機関の皆様が、この趣旨に賛同されますとともに、深い理解とご支援を心からお願い申し上げます。

社団法人日本介護福祉士会
常任理事一同

役員改選 全国選出理事候補14名、ブロック推薦も出揃う

今回初めて「役員(理事)

および監事)選出規則」に

則って進められている役員

改選は、現在、以下のよう

に正会員理事のブロック選

出理事予定者推薦、および

選挙管理委員会より公

示されました。

この後、ブロック選出理

事予定者については、来年

五月に予定されている平成

十六年度通常総会において

承認を受けた後、正式に理

事に就任する予定になつて

います。

全国選出理事について

は、代議員を選挙権者とし

た投票による選挙が一月十

日行われます。

開票は二月上旬に予定されています。

結果は、次回ニコースおよび

補者の詳細および代議員名

簿は、別紙選挙広報参照。

今回の選挙は、この代議

員の皆さんに選挙管理委員

会から郵送により投票用紙

が送られ、投票も郵送にて

行われます。

開票は二月上旬に予定されています。

結果は、次回ニコースおよび

補者の詳細および代議員名

簿は、別紙選挙広報参照。

今回の選挙は、この代議

員の皆さんに選挙管理委員

会から郵送により投票用紙

が送られ、投票も郵送にて

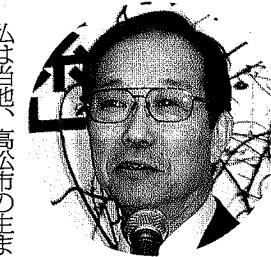
行われます。

結果は、次回ニコースおよび

補者の詳細および代議員名

簿は、別紙選挙広報参照。

今回の選挙は、この代議



私は当地、高松市の生まれです。昭和二十年七月四日に空襲に遭い、火の中を逃げ回った思い出のあるところです。

皆さんのお仕事は、人の最後にかかる機会が多いだろうと思います。レジュメに「有終の美を飾るため臨終儀式を整えられるに送るためのマニュアルです。心臓が止まって呼吸しなくなったときに、爪はまだ生きています。死んだのか死んでいないのか分からないというような領域です。

このように講演をされたのです。遺体を手招きと折つて棺に埋めます。遺体傷つけたら遺体損壊罪という刑法に問われます。それが、医療の世界でも、介護の世界でもどきに起ることだとする人権にかかわることではないかと思いました。

茨城県立医療大学付属病院

院長 大田 仁史氏

である、このような講演をされたのです。遺体を手招きと折つて棺に埋めます。遺体傷つけたら遺体損壊罪という刑法に問われます。それが、医療の世界でも、介護の世界でもどきに起ることだとする人権にかかわることではないかと思いました。

ポータブルでできることが出来ます。

りができないだけない。

なるような拘束はため。呼

吸は最後まで樂にしてあげ

ましょ。

ウニスがあつて、どうと拍手があると思いまや、パラ

ラバラ。真ん中で車イス

からしておきましょ

うことです。

手があると思いま

す。

うことです。

</div



出席者
辻 哲夫氏(厚生労働省保険局長)
江草 安彦氏(社)日本介護福祉士養成施設協会会長
田中 雅子氏(社)日本介護福祉士会会長
●コーディネーター
柄本 一二郎氏(上智大学教授)

ジンボ
シンポ

介護福祉士の将来像について

柄本 今日は、介護福祉士の将来像について議論していきたいと考えていますが、皆さまは介護福祉に大変関係のある方です。

最初に辻さんから、自己紹介をお願いできますか。

辻 私は今、厚生労働省保険局をさせていただいて

おります。六十二年当時は社会局において、この資格制度の法律を出してから施行までを担当しました。

社会局老人福祉課とい

うのがあります。そこ

から老人福祉課長をやり、シ

ルバーサービス振興指導室

長をやつてしまつて、それ

そこで担当いたしました。

ち上げたのですけれども、みんなが誇りをもつて職能団体をつくったという思いです。介護福祉士をやっていきたいとおもっています。

その後非常に大きな変化は介護保険の導入で、介護福祉士をやっているところが、金額違った世界ができます。これを介護福祉士という資格制度に展開していくと、今までの介護保険は私もので、自覚していませんでした。

それまで郡部は県が措置権を持っていた。その後、それを市町村に一元化して、老人保健福祉計画といふことで「ゴールドプラン」を合わせて、2000年に全

国的に達成するというプログラムをつくった。それから「ああ、そのころが介護保険に入る時期だな」ということを、当時の厚生省の将来を考えていた担当者はほぼ思うようになったのです。

その後、さまざま人々の努力によって介護保険ができた。そして、ものすごい勢いでサービスが伸びていきました。

いろいろ線上に首筋があるわけです。もう一つ、介護福祉法をつくるときの介護という概念をどこから持つてくるのか。老人福祉法、介護という二文字が入っているのです。これは法律にある唯一の実存的実概念だったわけです。これを介護福祉士という資格制度に展開し



十年で大変化した福祉・栢本氏

その後非常に大きな変化は介護保険の導入で、介護福祉士をやっているところが、金額違った世界ができます。これを介護保険は私もので、自覚していませんでした。

それまで郡部は県が措置

権を持っていた。その後、それを市町村に一元化して、老人保健福祉計画といふことで「ゴールドプラン」を

合わせて、2000年に全

国的に達成するというプロ

ラムをつくった。それから

「ああ、そのころが介護保

険に入る時期だな」という

ことを、当時の厚生省の将

合させて、2000年に全

国的に達成するというプロ

ラムをつくった。それから

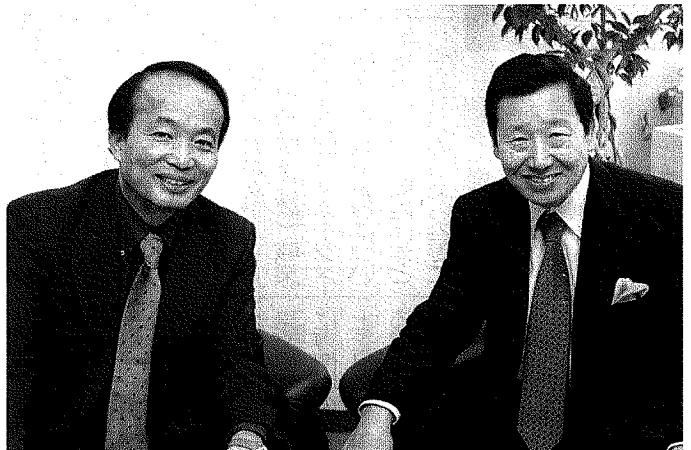
「ああ、そのころが介護保

険に入る時期だな」という

ことを、当時の厚生省の将

対
談

日本介護福祉士養成施設協会との連携



日本介護福祉士会副会長
石橋真二 VS 日本介護福祉士養成施設協会副会長
小林光俊氏

●介護福祉士の質の向上と専門教育
石橋 介護福祉士制度ができて十五年がたちました。介護福祉士の質の向上のために、私も職能団体と介護福祉士養成施設協会が、これからも連携をとつて必要があるのではないかと考えています。

小林 そのじわりだと思います。私たちも介養協(関東)は2001年に、「介護福祉教育への提言」という中間報告を出しています。

ラム検討会を始めています。

具体的には沿風会の痴呆

介護研究・研修センターへもお願いをして、介養協、日本介護福祉士会と三者の協力をいただいて、三菱

痴呆や在宅の介護についても教育制度を確立しようとして、カリキュラム検討会を始めていま

す。

専門性を確立していくか

という議論をしていましたが、介護福祉士会の生涯学習プログラムも参考にしました。特に痴呆や在宅の介護についても教育制度を確立しようとして、カリキュラム検討会を始めていま

す。

小林 そのじわりだと思

います。私はもじりだと思

介護福祉士リーダー研修開催要綱 (初任者研修のための講師養成講座)

- 日 時 平成16年1月11日(日) 13時20分~1月13日(火) 12時
- 会 場 ホテルJALシティ広島 TEL 082-223-2580
- 研修内容
 - 1日目(1月11日)
 - 13:20~ 開講式・オリエンテーション
 - 13:30~ 【講義1】行政説明
 - 14:40~ 【講義2】介護福祉士としての基本的態度
 - 16:00~ 【講義3】介護福祉士の専門性と職業倫理
 - 18:00~ 交流会
 - 2日目(1月12日)
 - 9:00~ 【講義4】介護技術
 - 10:40~ 【演習1】介護技術の指導案作成
 - 12:30~ 【講義5】介護福祉士の成り立ちと関連法規
 - 14:10~ 【演習2】介護福祉士の成り立ちと関連法規の指導案作成
 - 15:20~ 【講義6】介護福祉士の仕事とコミュニケーション
 - 17:00~ 【演習3】介護福祉士の仕事とコミュニケーションの指導案作成
 - 3日目(1月13日)
 - 9:30~ 【講義7】初任者研修プログラムの組み方
 - 10:40~ 【講義8】教授法
 - 12:00~ 閉講式
- 対象
 - ①今後、各都道府県(支部)において、初任者研修を担当する予定の介護福祉士
 - ②現に各都道府県(支部)において、介護福祉士等を対象に後継者育成に携わっている介護福祉士、及び今後、携わる予定の介護福祉士
 - ③今後、各都道府県(支部)において、介護福祉士等を対象に後継者育成に携わる予定の介護福祉士

前回参加されなかった支部は、ぜひご参加ください。
- 定員 100名(各都道府県支部2名程度)
- 参加費 3,000円(資料・昼食代含む) 交流会費 5,500円(1日目)
- 問い合わせ先 社団法人日本介護福祉士会事務局



看護学校の看護学教員から老人看護学についてカリキュラムの説明を受ける



フーガクリニックでアニマルセラピーが行われていた

四日までの七日間、講師として付き添われた上智大学教授・柄本一三郎氏、田中雅子会長を含め総勢十二名が、日本介護福祉士会として第二回目のドイツ視察研

修を行った。ベルリン市内のDBFK(ドイツ看護(介護)職業連盟)を訪問。マネージメントサービスや評価についてお互いの事業内容等に

ついて意見交換を行い、これを機に今後情報交換・意見交換等を通じて、お互いに専門職の社会的評価の向上を目指し、交流を継続する意思を確認した。

ソーシャルステーションについて意見交換を行い、こ連した授業を行っていなかった。この特色は、一つテーマを決めて全學科で関連した授業を行っているの話だった。

「MDK」(介護金庫)では介護支援・介護保険セ

ミナーで、ドイツの介護保

険制度、介護認定、苦情処

理の流れ、第三著評価など

の看護学校のカリキュラム

を訪問。ドイツ赤十字病院

について現在の状況を学ん

だ。

フーガクリニック老人福

祉施設、デイケアセンター

ー・ソーシャルステーション

理の流れ、第三著評価など

について現在の状況を学ん

だ。

個別性を大事にしている施

設の方針、自立を促す五感

への働きかけ、それに伴う

十七領域の介護計画の内

容(介護スタン

ダード等について

ても学ぶことが

できる。まだド

イツで生まれた

介護技術「キネ

ステティク」の

ミニコースを体

験でき、大変成

果の大きいドイ

ツ視察だった。

痴呆の人とともに暮らす

くさい。(部門)町ぐる

ンペーン

目的 痴呆性高齢者を地

域で支える先進的活動を広

く全国から募集中「国際

アルツハイマー病協会第二

十回国際会議・京都・20

04の場において顕彰し、

同時してその活動内容を発表

六一年月末日

表彰・発表 平成十六年

十月十五日(金)

トラン事務局

六一年月末日

痴呆の人とともに暮らす

くさい。(部門)町ぐる

ンペーン

目的 痴呆性高齢者を地

域で支える先進的活動を広

く全国から募集中「国際

アルツハイマー病協会第二

十回国際会議・京都・20

04の場において顕彰し、

同时してその活動内容を発表

六一年月末日

表彰・発表 平成十六年

十月十五日(金)

トラン事務局

六一年月末日

痴呆の人とともに暮らす

くさい。(部門)町ぐる

ンペーン

目的 痴呆性高齢者を地

域で支える先進的活動を広

く全国から募集中「国際

アルツハイマー病協会第二

十回国際会議・京都・20

04の場において顕彰し、

同时してその活動内容を発表

六一年月末日

表彰・発表 平成十六年

十月十五日(金)

トラン事務局

六一年月末日

痴呆の人とともに暮らす

くさい。(部門)町ぐる

ンペーン

目的 痴呆性高齢者を地

域で支える先進的活動を広

く全国から募集中「国際

アルツハイマー病協会第二

十回国際会議・京都・20

04の場において顕彰し、

同时してその活動内容を発表

六一年月末日

表彰・発表 平成十六年

十月十五日(金)

トラン事務局

六一年月末日

痴呆の人とともに暮らす

くさい。(部門)町ぐる

ンペーン

目的 痴呆性高齢者を地

域で支える先進的活動を広

く全国から募集中「国際

アルツハイマー病協会第二

十回国際会議・京都・20

04の場において顕彰し、

同时してその活動内容を発表

六一年月末日

表彰・発表 平成十六年

十月十五日(金)

トラン事務局

六一年月末日

痴呆の人とともに暮らす

くさい。(部門)町ぐる

ンペーン

目的 痴呆性高齢者を地

域で支える先進的活動を広

く全国から募集中「国際

アルツハイマー病協会第二

十回国際会議・京都・20

04の場において顕彰し、

同时してその活動内容を発表

六一年月末日

表彰・発表 平成十六年

十月十五日(金)

トラン事務局

六一年月末日

痴呆の人とともに暮らす

くさい。(部門)町ぐる

ンペーン

目的 痴呆性高齢者を地

域で支える先進的活動を広

く全国から募集中「国際

アルツハイマー病協会第二

十回国際会議・京都・20

04の場において顕彰し、

同时してその活動内容を発表

六一年月末日

表彰・発表 平成十六年

十月十五日(金)

トラン事務局

六一年月末日

痴呆の人とともに暮らす

くさい。(部門)町ぐる

ンペーン

目的 痴呆性高齢者を地

域で支える先進的活動を広

く全国から募集中「国際

アルツハイマー病協会第二

十回国際会議・京都・20

04の場において顕彰し、

同时してその活動内容を発表

六一年月末日

<p

介護技術講習会およびカリキュラム修正(案)を検討

介護技術講習会の主任指導者及び指導者の養成講習会について(案)

1. 目的

介護技術講習会の主任指導者及び指導者を養成することを目的とする。

2. 受講対象者

- (1) 主任指導者(実技試験委員会の資格要件をベースとする)
 - ① 指定養成施設において社会福祉士介護福祉士学校職業能力開発校等養成施設指定規則別表第四に定める専門科目を5年以上教授(指導)した経験有する者
 - ② 介護福祉士、保健師、助産師または看護師の資格を得た後10年以上実務に従事した経験を有する者
 - ③ 厚生労働大臣が②に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有すると認めた者
- (2) 指導者(養成施設の介護実習等の教員資格要件をベースとする)
 - 高等学校、旧制高等学校若しくは旧制高等女学校を卒業した者又はこれと同等以上の学力があると認められる者で、かつ、介護福祉士、保健師、助産師又は看護師として原則として、5年以上実務に従事した経験を有する者。

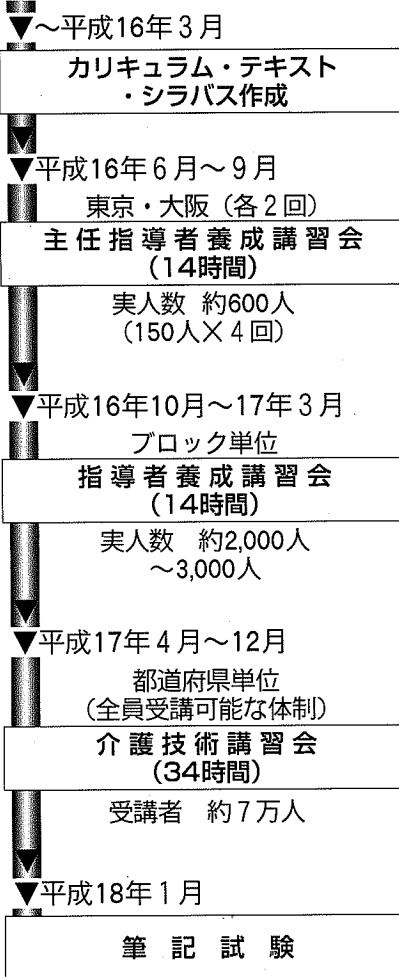
3. 実施主体

- (1) 主任指導者の養成講習会
 - (社)日本介護福祉士養成施設協会等
- (2) 指導者の養成講習会
 - (社)日本介護福祉士養成施設協会等

4. 開催要綱

- 1) 主任指導者の養成講習会
 - (1) 開催回数 東京及び大阪各2回開催
 - (2) 実施場所 介護福祉士養成施設等
 - (3) カリキュラム(省略)
 - (4) 講師 主任指導者の養成講習会の講師として必要な知識及び経験があると認められる者
 - (5) 養成数 延べ 1,764人(受講者70,547÷40)
実人員 600名程度(東京・大阪に振り分ける)
- 2) 指導者の養成講習会
 - (1) 実施場所 介護福祉士養成施設等
 - (2) カリキュラム(省略)
 - (3) 講師 主任指導者
 - (4) 養成数 延べ 8,820人
(受講者70,547÷40×5)0
実人員 2,000名~3,000名程度

介護技術講習会実施までの流れ(案)



介護技術講習会のカリキュラム(案)

1 介護技術

項目	目標	講習内容	時間
介護過程の展開	事例に基づき介護過程等の講義及び演習を行い、原則を確認する。	①介護における目標等の講義 ②事例に基づく介護過程に関する講義 ③事例検討	6
コミュニケーション技術	コミュニケーションの技法の原則を確認する。	①コミュニケーションの技法に関する講義及び演習	2.5
移動の介助等	移動及び安全・安寧の介助の原則を確認する。	①社会生活維持拡大への技法に関する講義及び演習 ②安楽と安寧の技法に関する講義及び演習	6
排泄の介助	排泄の介助の原則を確認する。	①排泄の介助に関する講義及び演習	5
衣服の着脱の介助	衣服の着脱の介助の原則を確認する。	①衣服の着脱の介助に関する講義及び演習	3
食事の介助	食事の介助の原則を確認する。	①食事の介助に関する講義及び演習	3
入浴の介助等	入浴・身体の清潔の介助の原則を確認する。	①入浴の介助に関する講義及び演習 ②身体の清潔の介助に関する講義及び演習	5
合計			30.5

2 修了認定

項目	目標	内容	時間
総合評価	介護技術の総合評価を行う。	①事例を通して、介護技術の総合評価を実施	3.5
合計			3.5

(総計 34時間)

* (土・日の2日) × 2Wで1クールのイメージ(具体的な実施方法は実施主体の判断による。)

*介護技術及び修了認定の開始にあたり、オリエンテーションを各30分程度実施すること。

「介護福祉士試験の在り方等介護福祉士の質の向上に関する検討会」第3回資料より抜粋

一月二十九日に第三回「介護福祉士試験の在り方等介護福祉士の質の向上に関する検討会」が開催された。この検討会では、介護福祉試験を受験しようとする者を対象とした介護技術試験を実施しようとする者を対象とした介護技術講習会を開催し、同講習会を終了した者は介護福祉士実技試験を免除する制度を導入するなど、同講習会による介護福祉士実技試験を免除する制度が検討された。

この検討会では、介護福祉士試験の在り方等介護福祉士の質の向上を図ることにより、介護福祉士の質の向上を図ることを目的として、昨年から検討が行われていた。今回の検討会では、講習会開催までのタイムスケジュールや介護技術講習会のカリキュラムの一部修正(案)が検討された。主な改正点は、リーダー指導者養成講習会の講師の選定が検討され、同検討会は介護法についても、今後、議論される予定である。修了認定の方針についても、今後、さらに検討される予定である。なお、同検討会は介護技術講習会開催場所についても、議論される予定である。

福井県の現状と課題などを幅広く介護福祉士のあり方についても、議論される予定である。

福井県の現状と課題などを幅広く介護福祉士のあり方についても、議論される予定である。

福井県の現状と課題などを幅広く介護福祉士のあり方についても、議論される予定である。

福井県の現状と課題などを幅広く介護福祉士のあり方についても、議論される予定である。

福井県の現状と課題などを幅広く介護福祉士のあり方についても、議論される予定である。

福井県の現状と課題などを幅広く介護福祉士のあり方についても、議論される予定である。

ソウェルクラブ(福利厚生センター)ご加入のおすすめ

- 職員の健康管理のために
 - 生活習慣病予防健診費用助成
 - 健康生活用品給付
 - スポーツクラブ
 - 電話健康医療相談

- 職員の慶事のお祝いに
 - 結婚お祝品贈呈
 - 出産お祝品贈呈
 - 入学お祝品贈呈
 - 資格取得記念品贈呈
 - 永年勤続記念品贈呈

- 職員の万一の際に
 - 会員の死亡弔慰金
 - 会員の配偶者の死亡弔慰金
 - 会員の入院・手術見舞金
 - 災害見舞金

- 職員の余暇活用のために
 - 指定保養所…厚生年金宿泊施設等
全国に273か所
 - 海外リフレッシュツアー
 - クラブ・サークル活動支援
 - テーマパーク
 - 国内・海外旅行
 - レンタカー

- 職員の資質向上のために
 - 海外研修
 - 広報講習会
 - リーダー養成講習会
 - 接遇講習会
 - 情報誌

- 職員の生活サポートのために
 - 住宅ローン
 - 特別資金ローン
 - クレジットカード

加入できる職員

- 社会福祉事業に従事する職員の他、常勤の役員や同一法人において社会福祉事業以外の公益事業、収益事業などに従事する職員なども加入できます。

掛金

- 掛金は職員一人あたり毎年度1万円です。

加入申し込み、お問い合わせは、フリーダイヤル

TEL ☎ 0120-292-711

FAX ☎ 0120-292-722

<http://www.sowel.or.jp/>

社会福祉法人 福利厚生センター

〒105-0001

東京都港区虎ノ門1-21-17 虎ノ門INNビル

魅力ある職場づくりに福利厚生センターをご活用ください

中国・四国ブロック研修会開催要項

- 期日 6月11日(金) 13時30分~12日(土) 13時
- 会場 高知市文化プラザかるぽーと(高知市九反田2-1)
- 内容

《1日目》6月11日(金)

 - 12:30~ 受付
 - 13:30~ 開会
 - 14:00~ 行政説明
 - 15:30~ 基調講演「今介護福祉士に求められるもの(仮題)」
講師 交渉中
 - 18:30~ 交流会

《2日目》6月12日(土)

 - 9:00~ シンポジウム「チームケアの中の「介護」の果たす役割とは」
シンポジスト 医師
理学療法士
看護師
介護支援専門員
介護福祉士
 - 11:30~ 特別講演「これから福に望む(仮題)」
講師 山本一力氏(作家)
- 参加人数 500名(予定)
- 問い合わせ先
高知県介護福祉士会
TEL 088-844-3511
FAX 088-844-9443

介護福祉士国家試験受験者数の推移

第12回	第13回	第14回	第15回	第16回
55,853人	58,514人	59,943人	58,485人	81,008人

第16回介護福祉士国家試験
が一月二十五日(日)、全国十二都市で行われた。今回、筆記試験の受験者数は八万一千八八人で、過去最高となりました。今後は三月三十一日(水)の予定である。



過去最高数の受験者が挑戦

入会リーフレット一新
さまざまな場面での活用を

本会ではこのたび、入会リーフレットを一新いたしました。

このリーフレットは、本会のいろいろな事業を説明する写真を多く取り入れ、見やすく親しみやすいものとしました。また、各団体より推薦文をいただき、より充実した内容になっています。

現在は養成施設の各学校の卒業生に配布しているのですが、今後の会員獲得にも活用していただけます。よろしくお願いします。

日本介護福祉士会事務局までご連絡ください。

問い合わせ下さい。

平成十五年度年会費の振替について
(一月・三月実施分)

ふれあいケア

介護に携わるプロフェッショナルのための応援誌。毎日の介護実践に役立つ専門知識や技術についての情報を満載。高齢者ケアに関わる施設福祉や在宅福祉の最新情報や、軽快な実践事例も紹介。

●B5判/80頁・毎月20日発売 ●定価1,020円(本体971円)
●定期購読1年: 12,240円(税込・送料サービス)

3月号

2月20日
発行予定

2月号
1/20発行

1月号
12/22発行

特集 夜間の介護を考える

高齢者介護施設では、夜間帯は限られた職員体制の中で、徘徊者への対応、排せつケア、バイタルチェックや体調管理など必要不可欠な業務があり、その対応には工夫を要します。また、在宅介護でも夜間帯の介護は困難な状況があり、そのニーズへの対応も重要な問題です。介護の考え方や留意点、具体的な工夫例などの実践を紹介し、夜間の介護について考えます。

特集 利用者に合った福祉用具の選び方・使い方

身体機能が低下した高齢者が自立に向けた生活を送るために、福祉用具を上手に活用することが必要不可欠です。そこで、一人ひとりの利用者に合った福祉用具の選び方や使い方などについて、事例を交えてわかりやすく解説します。

特集 痴呆性高齢者の権利擁護

判断能力が不十分な高齢者や障害者などの自己決定を支援するための成年後見制度や地域福祉権利擁護事業の内容を確認しながら、介護現場における痴呆性高齢者の権利擁護について考えます。

◆お申込みは、書店、都道府県社会福祉協議会、または下記へ◆



三日間、「平成十五年度介護福祉士リーダー研修」がホテルJALシティ広島において実施され、全国から四十四名の参加があった。

この研修会は、都道府県研修会の講義を行なうまでの重点ポイントについて講義が行われた。また、実際の講義をどのように組み立てて進めるかという指導案の作成について

研修の内容は、初任者研修会支部において初任者研修会を実施する際の講師を養成することを目的として実施した。

この研修会は、都道府県研修会の講義を行なうまでの重点ポイントについて講義が行われた。また、実際の講義をどのように組み立てて進めるかという指導案の作成について

広島で介護福祉士リーダー研修 初任者研修講師44名が誕生

て、グループ討議を活用して演習を行った。さらに、厚生労働省社会・援護局福祉基盤課マンパワー企画係長寺慎也氏より「行政説明」があり、最新の福祉情報と今後求められる介護福祉士の役割についてお話をいたしました。

介護福祉士の提供するサービスが利用者本位の質の高いものとなることを目標として後進をいかに育てるか

が、講師から熱意のこもった講義があり、参加者同士が情

報交換も交えて演習で語り合った密度の濃い研修とな

った。修了者は今後、各支局で初任者研修会講師としての活動が期待される。

△認定調査アセスメントケ

アプランの保存が可能となり、履歴

としての保存、作成後のデ

入力画面の大幅な改良に

より、より入りやすくな

った。従来のアセスメ

ント様式に加え項目をコン

パクトにまとめた「簡易ア

セスメント」を新しく追加。

ケースに合わせてご利用に

なります。

△請求事務

△給付管理

△請求事務

△請求

